

会議録・令和3年12月15日第4回定例会（第1日目）

1. 招集の年月日 令和3年12月6日
2. 招集の場所 明和町議会議場
3. 開 会 12月15日 午前9時00分 議長宣告
4. 応 招 議 員 14名
 - 1番 奥 山 幸 洋
 - 2番 松 本 忍
 - 3番 乾 健 郎
 - 5番 阪 井 勇 男
 - 6番 下 井 清 史
 - 7番 江 京 子
 - 8番 田 邊 ひとみ
 - 9番 綿 民 和 子
 - 10番 北 岡 泰
 - 11番 山 内 理
 - 12番 中 井 啓 悟
 - 13番 樋 口 文 隆
 - 14番 高 橋 浩 司
 - 15番 伊 豆 千 夜 子
5. 不 応 招 議 員
なし
6. 出 席 議 員
14名
7. 欠 席 議 員
なし
8. 本会議に職務のため出席した者の職氏名
議会事務局長 山 口 隆 弘
議 会 書 記 肥留間 晴 美 家 城 和 司 稲 浦 満
9. 地方自治法第121条による説明のため会議に出席した者の職氏名
町 長 世古口 哲 哉 副 町 長 下 村 由美子
教 育 長 下 村 良 次 総務防災課長 松 本 章
まちづくり戦略課長 朝 倉 正 浩 税 務 課 長 青 木 大 輔
生活環境課長 西 尾 仁 志 住民ほけん課長 吉 川 伸 幸

健康あゆみ課長	西岡郁玲	会計管理者(兼)会計課長	世古口和也
産業振興課長	堀真	建設課長	西尾直伸
上下水道課長	坂口昇	斎宮跡・文化観光課長	松井友吾
教育課長	菅野亮	こども課長	西村正樹
小学校区編制 推進室長	中瀬基司		

10. 会議録署名議員

5番 阪井勇男

6番 下井清史

11. 議事日程

日程第1 会議録署名議員の指名について

日程第2 会期の決定について

日程第3 諸般の報告

日程第4 行政報告

日程第5 一般質問

(午前 9時 00分)

◎開会の宣告

○議長（伊豆 千夜子） おはようございます。

ただいまの出席議員数は14人であります。

定足数に達しておりますので、ただいまから令和3年第4回明和町議会定例会を開会します。

なお、新聞社より写真撮影の申出がありましたので、ご承知おきください。

直ちに本日の会議を開きます。

日程につきましては、お手元の日程表により進めたいので、よろしく願いいたします。

◎会議録署名議員の指名について

○議長（伊豆 千夜子） 日程第1 「会議録署名議員の指名」については、会議規則第126条の規定により、議長から指名をいたします。

5番 阪井勇男 議員

6番 下井清史 議員

の両名を指名いたします。

◎会期の決定について

○議長（伊豆 千夜子） 日程第2 「会期の決定について」を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から12月17日までの3日間としたいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ声あり）

○議長（伊豆 千夜子） ご異議なしと認めます。

したがって、会期は、本日から12月17日までの3日間と決定しました。

◎諸般の報告

○議長（伊豆 千夜子） 日程第3 「諸般の報告」を行います。

監査委員さんから提出いただいております8月、9月、10月分の例月出納検査結果報告書の写しと一部事務組合議会の報告書の写しをお手元に配付しておりますので、後ほどご覧ください。

以上で、日程第3 諸般の報告を終わります。

◎行政報告

○議長（伊豆 千夜子） 日程第4 「行政報告」を行います。

町長。

（町長 世古口哲哉 登壇）

○町長（世古口 哲哉） おはようございます。

令和3年第4回定例会の開会にあたり、一言ご挨拶を申し上げます。

議員の皆様には、公私何かとご多用のところ、本定例会にご出席を賜り、誠にありがとうございます。また、ただいまは本定例会の会期を3日間とお決めいただき、諸案件のご審議を賜りますことに対し、厚くお礼を申し上げます。

初めに、新型コロナウイルス感染症によりお亡くなりになりました方々のご冥福と、罹患された方々の一日も早いご回復をお祈り申し上げますとともに、医療現場の最前線で日夜懸命にご奮闘、ご尽力いただいている医療関係者の皆様に、衷心より敬意と感謝を申し上げます。

さて、7月以降、新型コロナウイルス感染症の爆発的な拡大により、三重県に8月27日から9月30日まで緊急事態宣言が発令されました。

明和町においても連日のように感染者が判明し、町民の皆様におかれましては、不安な日々を過ごされたことと思います。現在、感染の拡大は抑えられており、町内では10月26日以降、新たに感染された方がいない日が続いている状況にあります。

このような中、町民の皆様のワクチン接種が逐次進み、12月2日現在、12歳以上の方で1回目の接種を終えた方の割合が87.7%、2回目の接種を終えた方の割合が85.8%と、全国平均より高水準となっています。

国は、追加接種について、感染拡大防止及び重症化予防の観点から、1回目・2回目の接種が完了していない方への接種機会の提供を継続するとともに、18歳以上の方に対して追加接種の機会を提供するとしています。これまで医療関係者の皆様には、多大なるご苦勞をおかけしているところではありますが、3回目の接種についても、深いご理解とご協力をお願いしていく中で、引き続きワクチン接種について円滑に実施できるよう取り組んでまいります。

現在、ワクチンや中和抗体療法といった新たな治療法など、ウイルスに対抗する手段が増えつつある一方、デルタ株やオミクロン株のようにウイルスも変異しているため、今後も気を緩めることなく感染防止対策に取り組んでいく必要があります。ワクチン接種の有無にかかわらずマスクの着用をすること、3つの密を避けること、手洗い、うがい、咳エチケットなどの基本的な感染防止

対策に取り組んでいただくことを町民の皆様にしっかりと啓発し、最大限の警戒感をもって新型コロナウイルス感染症と戦ってまいりたいと思います。

さて、小学校区編制に伴う第1期再編小学校等に関する取組につきましては、7月から10月にかけて「町立小学校等建設検討委員会」による「建設にかかる基本構想」の検討を行っていただきました。今後も小学校名やスクールバスの運行など、施設運営全般を検討する「町立小学校等運営準備委員会」や学校跡地の有効活用について検討する「町立小学校等跡地利用検討委員会」を設置し、議論、検討を行ってまいりたいと考えています。

それでは、9月定例会以降、本定例会までの間の主な動きにつきまして、簡略にご報告させていただきます。

10月15日にささふえ保育所、10月20日に斎宮幼稚園、10月21日にみょうじょうこども園、そして10月23日にはみどり保育所で、それぞれミニ運動会が開催されました。新型コロナウイルスの影響により、今年も規模を縮小し、また、人の密集を避けるため年齢別に行うなど感染防止対策を講じながら行われました。園児たちは、元気いっぱい走り、踊り、成長した姿を見せてくれました。

10月から、アメリカ、メリーランド州出身のロキサン・アイリーン・リアルさんがALT（外国語指導助手）に就任しました。小学校での外国語授業を通じて、子どもたちの英語力の向上に貢献していただいています。

10月13日と14日の2日間、明和中学校2年生を対象に、職業体験学習「いきいき体験」が行われました。例年は生徒が事業所に出向いて仕事を体験していましたが、新型コロナウイルス感染症の影響で、昨年からは町内で働く人などを講師に招いた講演会が行われています。様々な分野で働く人たちから聞いた話を参考に、自分の将来を考えていただきたいと思います。

10月19日、有限会社 辻丈蔵商店の辻丈彦代表取締役をはじめ、フードコーディネーターの長谷川希さん、明和町商工会の早川拓登さんが役場にお越しになり、日本で初となるひじきを使った「海のグラノーラ」の完成報告と商品の紹介をしていただきました。この商品は人工甘味料や着色料などは使用してお

らず、無添加ということから安心して食べることができるということです。このグラノーラが明和町の特産品である伊勢ひじきの需要の高まりにつながることを期待しています。

10月31日、大規模災害が発生した際に緊急車両等の通行ルートを確認するための手順を確認する「道路啓開訓練」を下御糸漁港で行いました。今回の訓練では、明和町、明和町建設業協会、国土交通省、松阪建設事務所、陸上自衛隊、三重県警、松阪地区広域消防組合などが連携し、けが人の救助活動や瓦礫の撤去作業、明和町ドローン隊A I R I S（エアリス）による上空からの状況確認などの訓練を行いました。今回の訓練から得られた課題を確認し、今後の取組に生かしていくよう努めてまいります。

また、10月31日には衆議院議員選挙の投開票が行われ、三重4区では前三重県知事の鈴木英敬さんが初当選を果たされました。

なお、明和町の投票率は58.40%となり、前回、平成29年の56.96%を上回る結果となりました。

さらに10月31日には、株式会社ライフリー代表取締役で作業療法士としても活躍されている佐藤孝臣さんを講師にお招きし、介護予防講演会を開催しました。参加された皆さんには、生活不活発を防ぐ日常生活の送り方や身体づくりなどについて、改めて考えていただけたかと思えます。

11月6日と7日の2日間、公民館講座、同好会の作品展示会が中央公民館で開催され、200点以上の作品や町内の小中学生が描いた人権ポスターなどが展示されました。これは、例年11月に開催されている文化祭が新型コロナウイルス感染症の影響により中止となったため、講座生や同好会会員の活動発表の場を設けようと開催したものです。公民館が休館するなど活動の機会が減ったにもかかわらず、たくさんのすばらしい作品を出展していただき、素敵な展示会となりました。来年こそは、町民文化祭を開催できることを心から願っております。

観光地域づくりや地域の「稼ぐ力」を引き出す取組を行う明和観光商社が、

「三重・明和町 神宮ゲートウェイ 齋宮創生プロジェクト」という新たな事業を展開しています。このプロジェクトの一環として、11月19日には、旅行会社様との連携事業「齋王群行列車イベントツアー」が実施され、約40人のツアー参加者が明和町を訪れました。このツアーは、近鉄様の貸切り列車を使ったツアーとして企画されたもので、参加者は御所車に見立てた名物の齋王お弁当を味わったり、齋宮歴史博物館で歴史について学んだりして、明和町での観光を楽しまれていました。

また、11月19日から21日の3日間、さいくう平安の杜で、「国史跡齋宮跡平安絵巻プロジェクトンマッピング」が行われました。平安絵巻や当時の逸話をモチーフにした美しい映像により、たくさんの方が楽しまれていました。

11月29日と30日には、食事を楽しみながらバスで観光名所を巡るレストランバスのモニターツアーが行われました。このツアーは、コース料理を味わいながら約3時間かけて明和町の名所や旧跡、地場産業を見学するというものです。これらをはじめとした様々な事業を展開する観光商社と町が連携し、これからも地域活性化に向けて取組を進めていきます。

今年度、有爾中の老人クラブ「有爾中さくら会」が全国老人クラブ連合会の活動賞を受賞されました。11月19日に、有爾中さくら会の樋口治代表、瀬田敏雄有爾中自治会長、明和町老人クラブ連合会 新田和子会長、菊矢照子副会長が役場にお越しになり、受賞の喜びのご報告をいただきました。

有爾中さくら会には約230人の方が在籍され、神社や公園の清掃活動のほか、自治会行事の盆踊りで花飾りの作成や踊りの指導などに取り組み、その活動が高く評価されました。会員の皆様が力を合わせ、精力的に取り組まれていることに心から敬意を表します。これからもますますご活躍いただきたいと思います。

11月25日、現在進めているスーパーシティ構想推進のため、6町の関係者と内閣府や関係先を訪問し、意見交換を行いました。その後、厚生労働省を訪問し、小規模保育事業所に関する要望について陳情を行ったほか、26日には文化

庁を訪問し、文化財の保存活用について意見交換を行いました。

また、都内の企業も訪問し、今後の明和町との連携などについて話し合ってもらいました。

11月28日、台風による風水害を想定した防災訓練を中央公民館と保健福祉センターで実施し、町職員33名が参加しました。防護服等着脱訓練、感染症対策を取り入れた避難所開設、運営訓練などを行い、災害発生時の迅速かつ効果的な応急対策活動を体験しました。今回の訓練で明らかになった課題は防災対策プロジェクト会議で話し合い、今後の避難所開設、運営等に活かしていきたいと思えます。

今年度、祓川や周辺環境美化活動などを行う祓川環境美化推進協議会が、農林水産省東海農政局、豊かなむらづくり全国表彰事業で東海農政局長賞を受賞されました。

11月29日、祓川環境美化推進協議会、松島孜理事長をはじめ、東海農政局、小林勝利局長らが出席し、明和町役場で賞状授与式が行われました。

祓川環境美化推進協議会は、平成8年に設立されて以降、祓川の希少動植物の保護などを目的とした小学生対象の水生物調査の実施、祓川流域の景観整備、防災のための倒木処理作業の実施など、様々な活動を展開してこられました。このような取組は全国の模範になる事例として、今回の受賞に至りました。多くの自然が残る貴重な祓川の環境美化や水質浄化にご尽力いただき、心より感謝を申し上げます。

11月30日、災害時に感染症対策機材を借用することを目的に、北村音響様と協定を締結し中央公民館で調印式を行いました。借り受ける機材は、屋内の空気を取り込み、紫外線で殺菌して排出するというもので、新型コロナウイルスなどの各種ウイルスを10分の1に減らす能力があるそうです。調印の後、実際に感染症対策機材を稼働させながらご説明いただきました。災害時において、中央公民館大集会場など広い部屋を避難所として開設した場合における感染症対策として活用させていただきたいと思えます。

なお、例年この時期に開催されています戦没者追悼式やスポーツまつり、敬老福祉大会など、たくさんの行事が新型コロナウイルス感染症の影響により中止となりました。このことは本当に残念なことであります。来年度は無事に開催できるよう、このコロナ禍が終焉することを心から願うばかりです。

次に、本定例会の上程議案につきましては、固定資産評価審査委員会委員の選任同意が1件、専決処分した事件の承認が1件、専決処分事項の報告が2件、指定管理者の指定が1件、条例の一部改正が5件、令和3年度一般会計補正予算ほか6つの特別会計補正予算と水道事業会計補正予算をお願いすることとしています。

今後とも、町民の皆様、議員の皆様のご理解とご協力を賜りながら「住み続けたい」と思っていただけるまち、町外の皆様から「住みたい」「訪れたい」と興味を持っていただけるまちの実現に向けて、最大限の努力をしていくことを申し上げ、行政報告とさせていただきます。

○議長（伊豆 千夜子） 以上で、日程第4 行政報告を終わります。

◎一般質問

○議長（伊豆 千夜子） 日程第5 「一般質問」を行います。

一般質問は、5名の方より通告されております。

許可したいと思います。

12番 中井 啓悟 議員

○議長（伊豆 千夜子） 1番通告者は、中井啓悟議員であります。

質問項目は、「幼保職員及び幼保園児募集の現況を問う」の1点であります。

中井啓悟議員、登壇願います。

(12番 中井 啓悟議員 登壇)

○12番(中井 啓悟) 皆様、おはようございます。

議長より登壇許可を得ましたので、通告のとおり、幼保職員及び幼保園児募集の現況についてお聞きいたします。

2018年の厚生労働省社会福祉施設等調査によると、公立、私立合わせた保育士全体の離職率は8.02%となっており、慢性的な保育士不足が全国で深刻な問題となっております。離職の原因に上げられるものとして労働時間が長い。給料と仕事量が見合わない。保護者や職場内での人間関係、責任への不安などがあり、ある民間機関で行われた現役保育士を対象にした調査によると、保育士不足解消に最も効果があると思うのは何かという質問で、最も回答が多かったのが待遇改善で全体の75%を占めており、次いで職場の環境改善の18%となっております。

その中でも特に離職率の高い新任保育士は、給料面だけではなく精神面での理由が大きく関わっているとのデータも出ており、併せて新規保育士の希望者も少なく国や自治体の取組では、月額数千円程度の給与改善を中心に様々な取組がなされておりますが、抜本的な保育士不足はいまだ解消には至っておらず、離職者や新規保育士が求めるものとはギャップがあるように感じます。

明和町においても離職者が多く、新規保育士希望者が少ない中、委員会等において、議会からも保育士は足りているのか等の指摘もある中、町からは人員は確保できており、子どもたちへの影響はないとの説明を受けております。しかし、この離職が進む現状において、園職員や保護者はもちろんですが、何より子どもに対しての影響が出てこないか不安です。

これらを踏まえ、最初の質問として幼保職員及び会計年度任用職員の勤務状況と職員確保について。

2項目めとして職員研修の現状について。

最後に、幼保園児の募集について、以上3項目の質問をさせていただきます

ので、よろしくお願ひします。

では、最初の幼保職員及び会計年度任用職員の勤務状況と職員確保についてお聞きいたします。

一番分かりやすい比較として上げさせていただきますが、園に係る職員及び会計年度任用職員の給与が近隣市町より低いというのが現状です。離職に歯止めをかけ、新規保育士採用、潜在保育士確保のためには、他の市町より魅力的な取組、また支援が必要かと思う中、他市町との差別化を図り明和町を選んでもらうため、どのような取組をされているのかお聞きいたします。

次に、離職者が多い中、職員への負担が増えていないのか。担任やフリーなど、受持ちによる偏り、またそれが長期的なものになっていないのか。休憩や休日はきちんと取得できているのか。また、土曜補助員の確保ができているのかもお聞きいたします。

最後に、各園において、園の雰囲気や全職員間の関係性などの相談や悩みに答える支援体制があるのかも併せてお聞かせください。

○議長（伊豆 千夜子） 中井啓悟議員の質問が終わりました。

これに対して答弁願ひします。

教育長。

○教育長（下村 良次） 中井議員から最初の質問6ついただきました。

まず、1つ目の「明和町を選んでもらうための取組は」についてお答えいたします。

昨年度から正規職員の採用につきましては、保育士・幼稚園教諭の確保のため6月の早い時期に保育士兼幼稚園教諭の採用試験を行い、7月に内定を出しております。さらに後期募集として9月に採用試験を行い、採用試験回数を増やす取組を行っております。

また、積極的に保育教育実習生を受け入れ、採用試験の勧誘を行っております。それと、潜在保育士の確保としまして、昨年度から今年の7月にかけて、町の元園長が保育士免許をお持ちで、就職を悩まれている方や資格はないが、

保育現場の仕事に興味のある方に保育士復職・就職支援相談会として相談、実習などを実施し、4名の方に受けていただくことができました。

2つ目の離職者が多い中、現職員への負担が増えているのではないかのご質問ですが、ここ3年間で定年退職者が9名、自己都合での早期退職者が6名で、15名の職員が退職いたしました。保育職員の確保に正規職員の採用や会計年度任用職員の採用により、各年齢の園児人数に対する職員の配置基準に基づき、必要とされる保育教諭を配置しております。また、職員の休みなどに対応するフリーの保育士を配置し、保育士への負担が増えないように努力をしております。

3つ目の担任やフリーなど、受持ちによる偏りが長期的なものになっていないのかというご質問につきましては、クラス担任などの配置、これは基本的には園長の責任の下、決めてもらっております。その中で、本人の希望はもちろん、各年齢の経験年数などからも配置されており、できるだけ偏りがないように、ただ適性は考えつつ配置をしておる現状でございます。

4つ目の休憩や休みはきちんと取得できているのかというご心配の質問をいただきました。土曜保育や休日出勤による振替休暇については、ほぼ取れております。また、有給休暇につきましては、会計年度の職員はおおむね消化できております。しかしながら、正規職員におきましては、4月からこの10月までの7か月で4日間と、あまり取れていない現状がございます。このため、休みが取れるような取組を考えていかななくてはならないと思っておるところです。休憩時間は決まった時間を取ることはできないものの、交代で取得するようには対応しております。

5つ目、土曜補助員の確保はできているのかの質問をいただきました。土曜保育の利用人数が平均35人程度でございます。3歳未満児のクラス、それから3歳以上児のクラス、2クラスに分けて保育をしております。利用人数により職員の配置基準に基づき保育士を配置しております。このため、土曜日補助員としての配置はしていませんが、土曜日専任の会計年度の職員が2名、そして各

園1名から3名の職員を配置し、10名ほどの職員体制で土曜保育を行っており、職員が不足することのないよう配置しております。

6つ目の職員の相談や悩みなどに応える支援体制はあるのかにつきましては、保育士の離職防止を含め、今年度から先ほど申しあげました町の元園長にお願いをし、職員全員を対象に相談業務を始めさせていただきました。保育の悩みなど様々な相談を受けていただきましたが、職員の退職により、現在は相談業務を行っておりません。今後、相談業務の体制は整えていきたい、そのように考えております。課長も7月頃に職員への面談を行い、職場環境などの状況を把握しております。私もその報告を受けておるところです。また年に1回、町長も直接正規職員に面談を行い、職場の状況などを聞き取っております。そして、役場内でも1か月に1回、町職員対象に臨床心理士による相談も行い、松阪保健所や三重県市町職員互助会などの相談業務も紹介させていただいております。

以上でございます。

○議長（伊豆 千夜子） 答弁が終わりました。

中井議員、再質問はございませんか。

中井議員。

○12番（中井 啓悟） 特段、他市町より魅力的な取組や支援をされていないのが現状であるのかなと感じました。試験回数を増やしていただいておりますことですが、やはりそれだけの取組ではなかなか人は集まってこないのかなと思います。やはり、庁舎勤務職員や他市町の保育士より安い給料の平均化、平準化というのもやっぱり実施するべきだと思います。さらに、新卒採用に向けた働きかけやスカウト、指定期間勤務すると返済免除ができる就職準備金や賃貸居住補助制度などの支援資金、また、費用面以外でもソフト面でのサポート制度などで離職率を下げた自治体もあるそうですので、しっかり調査、検討して可能な範囲から取組を行っていただくよう要望させていただきます。

また、相談業務担当の職員さんが退職されて保健所等々の窓口で対応してい

るということですねやけども、町長や課長も面談してくれておるといふんですけれども、それが、町長や課長に本音で語っていただけるのかといふところもあるのかなといふ疑問もあるんで、やはり身近でしっかりと本音で語れる相談できるような窓口があることが必要であると感じておりますので、こちらも早期に配置していただくようお願いいたします。

次に、負担は増えていない、業務の偏りはない。休憩、休日もおおむね取れている旨の答弁をいただいたかと思ひます。保育士が減少する中で、保育ニーズの高まり、受入れ人数の多さ、長時間保育を望む保護者の増加、さらに土曜保育もあるという現状で、現職員への負担は間違いなく増えておると思ひます。国の基準並みに職員を配置しているから業務の負担は増えていないといふことですけれども、町では1歳児が4人に1人の保育士、3歳児が18人に1人の保育士と。国の基準ベースより低く配置していることは認識しております。しかし、保育に力を入れている自治体では独自で基準を設けているところもたくさんあり、現場の実情に即した人員配置を行い、保育士の負担を軽減することで職員に余裕ができて子どもたちのためによりよい保育をしていこうといふお考えはないのかお聞きいたします。

○議長（伊豆 千夜子） 中井議員の再質問に対する答弁、教育長。

○教育長（下村 良次） 職員の配置基準を減らすことで負担軽減には確実につながるとは思ひます。ただ、現在保育士の確保の厳しい状況があること。そしてまた財政負担を考えますと、町独自の配置基準の見直しは少し難しいかなと考えております。配置基準の見直しはただ今後そういう動きはありますので、国の状況もしっかり見ながら検討してまいりたい、そのように思っております。

○議長（伊豆 千夜子） 答弁が終わりました。

再質問ございますか。

中井議員。

○12番（中井 啓悟） 厳しい財政状況の中、国の基準以下で職員配置をしていただいておりますといふそのような努力をしていただいておりますといふのは承知して

おります。しかし、国の基準内だから見直しはできませんというのではなく、子育てに力を入れることで、町長が掲げておられる誰もが住んでみたい、ずっと住み続けたいと思える魅力的な町になると思いますので、あきらめではなく、前向きな姿勢で取り組んでいただくよう要望して、次の質問に移ります。

次に、明和町で導入している保育支援業務システム保育の運用状況についてお聞きいたします。

保育のホームページには、保育士の事務作業軽減、シフト管理などをはじめ、ほかにも便利な機能がたくさん記載されております。しかし、実際は不具合が多く、登園・降園時間の打刻を職員が手入力していることが多いと聞いております。

また、保護者に対しても忙しい送迎時に手間が増えているだけで、システムの効果的な運用、活用ができていないのか疑問です。ホームページにあるような事務作業軽減どころか、逆に増えているのではないかと。シフト管理目的だけの導入なのか。そもそも職員が一定程度使いこなせているのか。保育支援業務システム保育の導入経緯と運用状況をお聞きいたします。

また、メールアドレスの登録が現状では1人しかできないため、連れて行ったその場で登園・降園のメールが受信されるようで保護者側へのメリットが少ないように感じます。

民間の園で運用されているシステムアプリ等では、複数のアドレス登録が可能でうまく運用していると聞いており、実用的、効果的にと考えるのであれば、複数のアドレス登録ができ、他の家族と情報共有できることが望ましいと思うのですが、お考えをお聞きいたします。

○議長（伊豆 千夜子） 中井議員の質問に対する答弁、こども課長。

○こども課長（西村 正樹） ご質問いただきました保育支援システムの運用状況についてお答えいたします。

導入経緯ですが、保護者への連絡等における利便性の向上と保育者等の負担軽減を図ることを目的に導入いたしました。

システムの導入機能としましては4点ございます。

1つ目は、園児の在園時間の管理として欠席連絡管理、朝の登園時間管理、延長保育時間管理。

2つ目は、保護者へのお知らせ機能として行事連絡、緊急連絡。

3つ目は、連絡帳機能としまして子どもの成長記録管理。

4つ目は、スケジュール管理として行事予定などカレンダー機能の4点でございます。

このシステムを10月から保育所、幼稚園、こども園へ導入し、11月から運用を開始しております。開始に当たり、職員には取扱い方法の説明を行いました。導入時では手間取ったところはございましたが、今では随分と扱いに慣れていただいております。

現在は登降園管理と保護者からの欠席などの連絡機能を主体として活用しております。これまでは保護者が朝の忙しい時間帯に電話にて欠席連絡をしていただいていたのですが、電話がつながらずご迷惑をおかけすることが多々ありました。しかし、システムを使用することによって、当日に限らず、欠席等の連絡を園にすることができ、保護者の負担軽減及び職員の朝の電話対応の軽減につながっております。

システムには、多くの機能があり、現在は使用し始めたばかりですので、全ての機能を活用するのではなく、職員が機器に慣れたところで、さらなる機能を追加していきたいと考えております。

複数のメールを登録する機能につきましては、議員がおっしゃられるように、1人しか登録ができず不便さがあることから、現在、検討中の案件となっております。現段階の案としましては、保護者から複数のメールの登録、メール配信等を選択できるようにシステム改修を進めていくことを検討しております。

I C Tの導入をさせていただきましたので、今後もより効果的な運用、活用を行っていくよう進めていきたいと考えております。

○議長（伊豆 千夜子） 答弁が終わりました。

再質問ございますか。

中井議員。

○12番（中井 啓悟） 運用開始に当たって、職員に取扱いの説明をしたとの答弁をいただいたかと思えます。しかしながら、一部の園では、職員への説明の前に保護者への案内文が配布されたと聞いております。QRコードの反応が悪く読み取れないことが多いとか、登園・降園の打刻をしてもアプリに日時が反映されていないなど、まだまだトラブルが多いそうです。

職員の慣れ不慣れということだけでなく、システムのにも問題があるように感じますが、他のシステムと比較検証し勝る魅力があったのか。安いからという安易な理由だけで導入したのではと不安が残ります。徐々に使える機能も増やしていただけたということでしたので、保護者がアプリをダウンロードすれば、その中にある機能は全て使えるものだと思うのが一般的で、一部しか使えないようなシステムでは不満が出てくるのは当然かと思えます。

導入する上で、まず職員が様々な機能を使えるようになってから保護者に案内すべきだったのではないかと思っております。負担軽減のために、ICTを導入したということは理解いたしますが、お金の無駄遣いにならないためにも、保護者及び職員業務の負担軽減につながる効果的な利活用を推進していただきますようよろしくお願いいたします。

では、2項目めの職員研修の現状についてお聞きいたします。

現在では、保護者から求められるニーズは年々高まっており、保育士成長のために研修を進めている園や自治体も少なくありません。保育士や職員間の交流やスキルアップのための園内研修、また園内だけでは得ることができない知識や技術を学ぶことができる園外研修などは、さらに質の高い保育スキルが身につくことも期待できます。研修の種類は様々ですが、スキルが高まれば保育の質が向上し、子どもたちや保護者からの信頼も厚くなるのではと思う中、民間では、研修の実施や参加率が高く自治体の運営する園からの参加が低いのではとの声も聞きます。

明和町の園では、定期的な園内研修は一定程度実施されていると聞いておりますが、新任研修は行っているのか。園内外研修問わず希望者のみの研修体制で園任せにしていないのか。自主研修が発生するような環境づくりに行政自らが取り組んでいるのか。

以上、3点お伺いいたします。

○議長（伊豆 千夜子） 中井議員の質問に対する答弁、こども課長。

○こども課長（西村 正樹） 1つ目の新任研修につきましては、幼稚園やこども園に配属された新任職員は、三重県が行う幼稚園等新規採用教員研修により指導員を配置していただき、年10回、所属園において保育教諭として基本的な心構えをはじめ、基本的な保育内容等について実践を通して研修を行っております。

また、保育所は三重県が行う新規採用職員研修の対象になってございませんことから、保育所に配属された新任職員につきましては、町の園長、副園長であった元職員が研修指導に当たっております。

2つ目の希望者のみの研修体制で、園に任せっきりになっていないかのご質問につきましては、今年度の研修状況は各園では10回程度、研修に参加しております。

研修参加につきましては、対象児クラスや経験年数、それから障がい児支援などの関わりなどから対象者を選んで参加をしております。

また、教育委員会が主導となり行った研修では、昨年度から今年の7月までの間で、採用されてから2年から5年の職員に対して、元園長が各園で週2回程度、指導研修を行いました。そして、育休復帰などで保育業務から遠ざかっていた職員に対しましても、実践研修を行い資質向上に努めました。

現在は、担当職員が退職したため、指導研修は行っておりませんが、今後も指導者を見つけるよう努力して指導研修を行っていきたいと考えております。

3つ目の自主研修が発生するような環境づくりに行政自ら取り組んでいるのかにつきましては、保育や幼稚園教諭の資格を更新するための研修につきまし

ては休暇などの支援を行っていますが、自主的に参加をする研修につきましては支援は行ってございません。

○議長（伊豆 千夜子） 答弁が終わりました。

中井議員、再質問ございますか。

中井議員。

○12番（中井 啓悟） 一定程度、園内研修は実施されているようですけれども、やはり民間と比べると少ないように思います。保育士が積極的に参加できる環境が必要であると思う上で、日頃の保育業務に追われて研修に参加できないようでは保育士の資質向上も見込めず、いい保育が提供できなくなります。

特に職員の管理や運用を任されている園長においては、職場の環境づくりをしていく上で、組織管理や運営の能力が必要かと思しますので、それに係るマネジメント研修などは受けているのかをお聞きいたします。

また、担当職員が退職したため、現在は研修を行っていないと、指導研修は行っていないということだったと思うんですけれども、指導できる人員を確保するための何か取組はされているのかも併せてお聞きいたします。

○議長（伊豆 千夜子） 再質問に対する答弁、こども課長。

○こども課長（西村 正樹） 今年度は、園長は職場環境改善研修など、管理者研修を受けるようになっております。研修を受け職場の環境づくりや運営管理に生かせるような管理職としての指導能力を高め、資質向上に努めていくようにしております。

また、指導できる人員の確保の取組につきましてということで、年度途中での退職であったため対応ができず、現在は園長や副園長がその指導に当たっております。指導員による実践研修の資質の向上には必要と考えておりますので、ほかの元園長にお願いをしたんですけれども、配置することができませんでした。今後もその指導者を見つけるよう努力していきたいと考えております。

○議長（伊豆 千夜子） 答弁終わりました。

再質問ございますか。

中井議員。

○12番（中井 啓悟） 特に管理職の経営管理や職員管理は大事かと思っておりますので、しっかりと研修を受け園運営に生かせるようお願いいたします。

子どもたちの保育教育に直接携わる職員がしっかりと専門性を身につけることができなければ、子どもたちが質の高い保育教育を受けることが困難になります。職員が積極的に研修、個人研修も含めて、に参加できるようなバックアップ体制を整えて資質向上、スキルアップに努めていただくよう要望いたします。

では最後、3項目めの幼保園児の募集についてお聞きいたします。

令和4年度の申込み時に、保護者から提出される「就労証明書」の様式が大幅に改正され、新たに3か月分の就労日数、給与支払額の記入欄が設けられました。勤務先からの就労証明以外のこれらを知ることが自治体や園として意図するところは何なのかお聞きいたします。

また、自営、在宅勤務の方、経営者自身、または親族の方、内職の方については、就労証明書と併せて「就労・介護等状況申告書」の記入を求められております。しかし、自営業者や経営者は、就労時間が定まらないことも多く、介護に至ってはなおさらで、決まった時間に決まったことをしているわけではありません。また、自営業者は3か月分の支払額の記入が困難な場合もあり、様式に沿うように書かざるを得ません。であれば、何のために提出をさせているのか。生活様式が多様化している現在において、行政目線特有の書類の煩雑さが露呈しており、町が目指す事務手続の簡素化に向けた押印レスですとか、AI化などとは逆方向に向いているように感じます。

また、来年度入園を申し込まれる方からお聞きいたしましたが、申込書に記載がない会社役員の場合の提出書類を確認したところ、登記簿謄本等の提出を求められたとのことでした。その際、大きな企業は実態が分かればいいとの説明を受けたそうですが、この事実確認をさせていただくとともに、事実であれば、町として大きな企業とは何を基準に定義しているのかお聞きいたします。

一例としてですが、申込書に法人税等の閲覧への許可欄があれば簡素化が図れると思いますが、いかがでしょうか。併せて会社員、パートなどの就労者と会社役員、自営業者、在宅勤務等は就労証明書の様式を別途設ける。もしくは記載例を挙げるなどの配慮をしていただきたいのですが、そのあたりのお考えをお伺いいたします。

○議長（伊豆 千夜子） 中井議員の質問に対する答弁、こども課長。

○こども課長（西村 正樹） 幼稚園、保育所、こども園の申込みについてのご質問にお答えさせていただきます。

様式を変更したことについてですが「就労証明書」を作成する企業等の負担軽減を図り、デジタル化に対応する等の目的により、全国的に就労証明書様式の統一化を国から進められています。

これを受けて、明和町としましても、令和4年度から様式を内閣府が推進する「就労証明書の標準的様式」へと変更しました。

就労日数につきましては、1週間または1か月のうち、何日就労しているのかは、何時間就労しているのかと同等に、入所の調整をする上で重要な項目になっております。例えば、就労時間が6時間で週2日の人と週5日の人では、保育の必要性は異なってきます。保育所への入所可能な就労時間は、月48時間以上と定められており、週2日、6時間の就労であれば、1か月48時間以上の基準を満たし入所が可能です。週2日の就労の方と週5日の就労している人では、入所の優先度に差が出てきます。そうしたことから、就労日数は必要と考えております。

また、給与支払額の記載につきましては、就労実態を把握するため必要と考えていましたが、事業所や自営業の方からの問合せで記入が困難な場合があるところのご指摘がありましたので、今回の申込みにつきましては、記入が困難な場合は備考欄にその理由を記載していただき、支払額が未記入の場合でも受理させていただきます。このため、記載例では丁寧に説明をしていきたいと考えております。

明和町では、一部の園では定員を超過する入園申込みが例年続いており、全員が第一希望の園へ入園することは困難となっております。そこで、保育の必要性に応じて、優先度の高い方から入所調整を行っているため、就労証明書の内容を確認し判断させていただいています。

ただし、書類だけでは諮れない部分につきましては、面接時に聞き取りを行い、それぞれのご家庭の事情等も入所調整で加味させていただいております。

それから、自営、在宅勤務の方の証明書についてですが、自営業の方の就労証明につきましては、本人が自身の就労時間を証明しているため、事業を行っていることを確認できる資料として提出をお願いしております。

この確認できる資料ですが、入園の案内に4つ上げてございます。

1つ目は「税の申告書の写し」2つ目は「営業許可証の写し」3つ目は「開業届の写し」4つ目は「契約書の写し」です。この4つのうちのどれかを用意していただくか、提出が難しい場合は、ご相談に応じ代わりに書類を提出いただくようお願いしております。

また、税の申告書の写しにつきましては、これまでも提出していただいておりますが、会社を立ち上げたばかりで申告をされていない方もおり、今回から税の申告書の写し以外にも、営業許可証の写しや法人登録の写し、取引や賃貸の契約書の写しを代わりに提出していただけるよう明記したものでございます。それと、証明書と併せての「就労介護状況申請書」につきましては、介護でデイサービスなどの福祉施設の利用時間などを記入いただき、保育が必要かを判断させていただくものでございます。介護などではご家庭のご事情があるため、面接時に状況も聞き取りをさせていただき対応しております。

ご質問での登記簿謄本の提出を求めたことにつきましては、先ほど申し上げました4つの資料のうち、どれにつきましても提出が困難であり、ご相談の中でお願いしたものでございます。

そして、大きな企業は実態が分かればいいとの説明を受けたとのことですが、事業規模により追加資料が必要・不要になることはございません。説明の中で、

保護者様にそのように受け止められたのであれば、説明が不十分であったと認識し、職員には保護者様に誤解を招くことのないよう丁寧な説明を行うよう徹底させていただきたいと考えております。申込書に法人税等の閲覧への許可欄を追加することにつきましては、相談に乗らせてもらった上で、しかるべきものを提出していただくようお願いしていきたく思っております。

それと、就労証明書を会社員、パートと会社役員、自営業、在宅勤務等で様式を分けてはどうかといったご質問と記載例につきましては、就労証明書のデジタル化に対応する等の目的により、全国的に就労証明書様式の統一化が進められていることから、現段階では、内閣府が推進する就労証明書の標準的様式を使用していきたいと思っております。分かりにくい点はおっしゃられるとおり、記載例により詳しく説明をさせていただくように工夫していきます。

以上でございます。

○議長（伊豆 千夜子） 答弁終わりました。

再質問ございますか。

中井議員。

○12番（中井 啓悟） まず最初のほうの質問の答弁なんですが、今回の様式変更で企業の負担軽減につながるのとことでしたけれども、デジタル化をして事務作業が軽減できるのは、多人数を対象にできる自治体と大企業だけで、現実としてほとんどの企業は業務負担が新しい様式になったことで増えます。国の様式は間違いないとお考えもあるとは思いますが、いち保護者や企業にとって利活用しやすいものなのかどうか。導入に至るまでに検証や調査はされたのか。しっかり検証もせず導入した結果、各方面から苦言を聞く中で今回の質問で指摘をさせていただいております。

また、就労日数の基準については、園施設規模以上の保育ができないという現状の中、就労時間を把握し選別することが必要であるというのは理解させていただきました。

次に、面接時に聞き取りを行うとのことですが、基本面接は新入園児が対象で、

在園児においては、町側がこの方は面接が必要ですよと判断された方のみだと認識しております。したがって、在園児の保護者が生活様式などが変わり、夜間に仕事や介護されるようになった場合、朝や昼に寝なければ睡眠を取らなければいけないという場合ですね、などについては、個々の状況を申し出る機会がないもの、もしくは少ないものと判断しております。このような方も申込時に第5希望まで書く必要があり、それにより新入園児保護者の就労時間が優先されて、在園児の町内転園や退所が発生するということが起こり得ないのかをお聞きいたします。

○議長（伊豆 千夜子） 再質問に対する答弁、こども課長。

○こども課長（西村 正樹） 在園児の方の申込みにつきましては、入園希望の欄に在園名のみを書いていただくようお願いしております。仕事が夜間変わった場合や介護が大変になったなど、家庭の状況が変わった場合につきましては、園で状況を聞かせていただき対応をさせていただいているところでございます。

在園の場合は、基本的には転園することはございませんが、退職されてご家庭で保育ができる場合ですと、幼稚園に移るとか転園ということの場合がございます。在園児の入所申込みの記載につきましては、説明が不十分なところもございまして、今後丁寧に説明を行っていきたいと思っております。

○議長（伊豆 千夜子） 答弁が終わりました。

再質問ございますか。

中井議員。

○12番（中井 啓悟） 確かに申込書の種別欄には、真ん中の黄色いところの、すみません、もうちょっと大きくしてもらえますか。そこですね。ここに第1希望の在園施設を記入とあります。これの斜め右下ぐらいで、しかし、希望施設の記入欄横には、このように保育所部を申し込む方は第5希望まで記入してくださいとあり、また、入園案内の6、7ページ目、もう一つの資料をお願いします。こちらにもですね、入園申込書の記入上などの注意点という書類なん

ですけれども、そこにも入園希望施設は第1希望から第5希望まで必ず記入とあるため、在園児の保護者は、第5希望まで記入するものであると思うように思います。昨年度までは在園児は第1希望のみとだけあったもので、分かりやすかったんですけれども、今回こうやっているところで必ず記入とか書いてくださいとあるんで、混乱を招くのかな。在園名のための記入でいいですよという説明を在園児の保護者全てにされているのか疑問で、これによる混乱や問合せもあったはずだと思います。杓子定規な書式や対応は、誤解や混乱を招くことがよくありますので、丁寧な説明をする上で保護者としっかり連携していただいて、利用しやすく負担軽減がされる書式の活用をしていただきますよう、よろしくお願いいたします。

子どもの人口が減少傾向にある中、保育ニーズは多様化・複雑化しており、これを踏まえ、よりきめ細やかで充実した保育を求めると、新しい施設や設備、また、高度なスキルを持つ人員などが必要になるかと思います。明和町においては、園の差はあるものの、一定の保育施設規模は確保されておりますが、やはり喫緊の課題として、人員確保というものが困難な現状であるのではと感じます。自治体行政として、国の基準というものをガイドラインとして目安とすることには理解いたしますが、それと同時にしっかり現場の実態を把握し、園職員の心と体に余裕ができる人員配置、また、健やかな保育を育むためのスキルを持つ職員の育成に努めていただくようよろしくお願いいたします。

また、これらについては、放課後児童クラブも同様の課題があると思いますので、併せての取組をお願いして、それらに対する財源確保をしていただきかつ優先的な財源振り分けに努力をしていただきますようお願いいたします、私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（伊豆 千夜子） 以上で中井啓悟議員の一般質問を終わります。

質問者が交代いたしますので、質問席の消毒を行います。しばらくお待ちください。

10 番 北岡 泰 議員

○議長（伊豆 千夜子） 2 番通告者は、北岡泰議員であります。

質問項目は、「健康長寿の町づくりを目指して」「デジタル社会の未来を目指して」の2点であります。

北岡泰議員、登壇願います。

（10 番 北岡 泰議員 登壇）

○10番（北岡 泰） 議長より登壇の許可をいただきましたので、2点の項目について一般質問をさせていただきます。

1点目は、健康長寿の町づくりを目指してということで、コロナワクチンの接種状況と子宮頸がんワクチンについて質問をさせていただきたいと思っております。

新型コロナウイルスワクチンの3回目接種に向けまして、今、各自治体は2回目接種における反省点も踏まえ、様々な取組を開始しているところだと聞いております。東京都の練馬区は、12月2日に始まる3回目に合わせて、集団接種会場を従来の6か所から10か所に増設したと。64歳以下への接種が本格化する22年3月以降は終了時間を4時間延長し、午後9時までの夜間接種も実施する予定。2回目までの経験を踏まえ、業務体制も見直すと。4か所に分散していたワクチンの配送拠点を1か所に集約し、在庫管理を一元化。各会場に必要量を確実に届けられるようにするという体制を取るそうでございます。

また、予約方式を見直すのは相模原市で、高齢者の集団接種で事前に場所や日時を指定する方式を導入する。従来は電話が混雑したり、ネットが使えなかったりと、予約に手間取る高齢者もたくさんお見えになったと。予約の手間を省き、高齢者が接種を受けやすくする。神戸市も22年2月以降の追加接種から、指定方式の導入を予定するというふうに報道されております。

様々に1回目、2回目、全国各地の自治体で混乱等ございました。様々な反

省点を踏まえて進めてみえました。明和町も1回、2回目のワクチン接種による問題解決など、現状の状況、これまでの状況ですね。それを踏まえまして、方針を伺いたいと思いますので、町長のご答弁をよろしくお願いいたします。

○議長（伊豆 千夜子） 北岡泰議員の質問が終わりました。

これに対して答弁願います。

町長。

○町長（世古口 哲哉） 北岡議員のほうから、新型コロナウイルスのワクチン接種の状況の関係につきましてご質問いただきました。

町民の皆様のワクチン接種の状況につきましては、11月25日の時点におきまして、12歳以上の方で2回目の接種を終えた方の割合が8割を超えたところでありまして、医療関係者の皆様をはじめ各関係機関の皆様には多大なるご理解とご協力を賜ったことにつきまして、改めて感謝を申し上げる次第であります。

引き続き国からの方針に基づきまして、3回目のワクチン接種について円滑に実施できるように取り組んでまいりたいと考えております。特に1回目、2回目の接種のときに、予約方法などで混乱があった点につきまして改善していくように、松阪市と共同で開設しております新型コロナワクチン室と協議もしながら、3回目の接種で混乱がないように進めてまいりたいと考えているところです。

○議長（伊豆 千夜子） 答弁が終わりました。

再質問ございませんか。

北岡議員。

○10番（北岡 泰） 今、町長のほうから混乱がないようにしっかり取り組んでいくというお話でございます。それにつきまして、数点にわたってご質問させていただきたいと思います。

まず、3回目ワクチン接種の円滑な推進につきまして、1点目がこれまでの接種体制の状況です、実績。先ほど2回目接種が8割を超えたというふうに伺っておりますが、もっとしっかりとした喫緊の数字を教えていただけたらと思

います。

2点目が2回目の接種につきまして、漏れはないか。在宅の認知症の方々や重度障がい者など、しっかりとそこら辺の状況把握をされているのかお伺いします。

3点目が接種体制の確認です。個別接種のクリニック数や集団接種会場の状況など、どういうふうに体制整備をされていくのか、決まっておりましたらお示しいただきたいと思います。

4点目が若者に対する接種促進対策であります。受験生に対する配慮も含めまして、どういうふうに進めておみえになるのか教えていただきたいと思います。

5点目がアナフィラキシー等の副反応の状況をお伺いしたいと思います。アレルギー反応があった場合、3回目は、今度、アストラゼネカ製というふうなワクチンに切り替わる可能性がありますので、そこら辺も踏まえて考え方をお示しいただきたいと思います。

6点目が2回目の既接種者のブレイクスルー感染の状況はどんなふうに把握されているのかお伺いしたいと思います。

7点目がこの健康被害救済制度の申請件数など、全国的には数千名の方々がこのワクチン接種によってお亡くなりになった。状況は厚生労働省のほう为抓手り把握をしながら判断をされているということでございますが、一千何百名というお亡くなりになった方、また、この健康被害で、様々な副反応が出て、病院等に入院されたり、通院されたりしておみえになる方がお見えになるというふうにお伺いしておりますので、明和町ではそういうことはないので、報告もないんだというふうに思っておりますけれども、掌握をされているのであれば、お示しをいただきたいと思います。

○議長（伊豆 千夜子） 北岡議員の再質問に対する答弁、健康あゆみ課長。

○健康あゆみ課長（西岡 郁玲） まず、7点の質問をお受けしましたので、1点ずつお答えさせていただきたいと思います。

まず、1点目の12歳以上に対する接種率でございますが、直近、最新の情報が出ておりました、12月12日現在の状況が出ております。1回目の接種率が87.8%、2回目の接種率が86.2%となっております。

2点目ですが、2回の接種について、漏れはないかのご質問ですが、9月の末に未接種者を対象に接種に関する意向調査を実施させていただきました。接種を希望される方で予約がまだの方につきましては、コールセンターから予約案内をさせていただきました。また、重度の障がい者の方など、個別に対応させていただいたケースもございました。

続きまして、3点目の接種体制の確認ということで、11月末現在で管内の個別接種実施医療機関は87か所ございます。そのうち町内は4か所で、集団・巡回接種会場はクラギ文化ホール、三重ハートセンターや済生会明和病院など、合わせて8か所となっております。3回目接種につきましても、集団と巡回接種会場は引き続き実施予定となっております。ただ、4月以降につきましては、クラギ文化ホールが松阪マームに変更となる予定となっております。

個別の接種実施医療機関につきましては、現在未実施の医療機関に対して意向調査を行っており、現在調整中となっております。

4点目の若者に対する接種促進につきましては、LINE等のお知らせや小中学生につきましては、9月に優先接種のご案内の個別通知を行っております。また、県からは11月に教育現場等を通じて、生徒、保護者宛てにチラシの配布をして周知を行ったところでございます。今後も引き続きLINE等で周知を行っていきたいと思っております。

その次の5点目のアナフィラキシー等の副反応につきましては、明和町におきましては7件、報告を受けております。

追加接種に使用するワクチンに関しましては、現在が初回接種に用いたワクチンの種類にかかわらず、メッセンジャーRNAのワクチン、現在、ファイザー製のワクチンが薬事承認をされておりますが、モデルナが薬事承認されれば、そちらの使用となってくるかと思っております。当面の間は、薬事承認されているフ

アイザー社のワクチンを追加接種で使用していくという方向でなっております。

それから、2回のブレイクスルー感染の状況ですが、三重県の発表によりますと、12月3日の公表分におきまして、ワクチン2回接種後に感染した事例が全体の6.4%となっております。ワクチンの2回接種者は、未接種者に比べて重症化率や死亡率ともに低いということが報告されております。

最後、7点目の健康被害の救済制度の申請件数につきましては、町におきましては、申請件数として2件の申請を受け付けております。

以上です。

○議長（伊豆 千夜子） 答弁が終わりました。

再質問ございますか。

北岡議員。

○10番（北岡 泰） ありがとうございます。

1回目87.8%、2回目86.2%ということで、大変進めていただいて、9割に近づいてみえる。前回は質問させていただいたんですけども、初期のワクチンをどのぐらい確保するかというので、町は7割、インフルエンザワクチン程度だろうという掌握であって、ここまで進んできまして供給体制がしっかり整っておりますので、問題はなかったのではないかなとは思いますが、そこら辺の途中ですね、7割を超えそうだとするときにはどんなふうの手配をされて県とか国と協議をされたのか、もしお分かりであれば教えていただきたいというふうに思います。

また、今回もどんなふうに進めていくのかというのが大切なことで、この数字を基にしっかりとワクチンの供給を保ってほしいなというふうに思っております。

この最終的な健康被害の申請で2件というふうにちょっと聞いたんですけども、具体的にどういう健康被害なのか、ただの副作用ではないということだと思えるので、そこら辺ちょっと具体的に教えていただければと思います。

○議長（伊豆 千夜子） 再質問に対する答弁、健康あゆみ課長。

○健康あゆみ課長（西岡 郁玲） ワクチンの供給量につきましては、若干、途中のときに、国からの供給量がかなり絞られたというところがございます、ワクチンの配分に苦慮したところがございますが、VRSの登録をしっかりとすることで、その実績に基づいて国のほうも配分するという時期がございましたので、そのVRSの登録をしっかりと行うことによりまして、国のほうには供給量を低迷させないという形で努力をしております。

今後も3回目のワクチン接種につきましても、そういったところが基礎のデータとなると思いますので、そのあたりでVRSの登録等をしっかりとしていきたいと思っております。

それと、健康被害につきましては、接種後に入院をされて治療を受けられたケースとか、ちょっと接種後、腕などに痛みが残ったというようなケースが申請件数として上がっておるということでございます。重症なケースがあるということではございません。

○議長（伊豆 千夜子） 答弁が終わりました。

再質問ございますか。

北岡議員。

○10番（北岡 泰） 重篤な健康被害がないということで、ありがたいなというふうに思っております。

では、次にいかせていただきます。

3回目の接種に向けまして確認をさせていただきたい点を幾つかご質問させていただきます。

1点目が3回目接種者への接種券発送のデータは整理できているのか、VRSの入力状況、医療従事者や職域接種者などがございますが。

その次に2点目が年内に想定される医療従事者への接種につきまして、都道府県との調整作業はできているのか。前回、医療従事者は都道府県の役割として接種をされておりますので、そのほうがしっかり確認ができているのかということでございます。

3点目が地域医師会との協議体制はできているのか。先ほどの個別接種のことで、今、意向調査を試してみえるということですが、先行する医療従事者への接種をどうするのか、個別接種の医療機関は現状でいいのか、集団接種会場を検討するのか、医療関係者の人材確保などをちょっとお分かりな点だけお示しいただきたいと思います。

4点目が3回目接種に向けました我が自治体の「予防接種実施計画」の更新の段取りなどの確認をさせていただきたいなと思っております。

3回目の接種時期につきましては、年度を超える計画となりますが、どういうふうに進めてみえるのかお示しをいただきたいと思います。

以上です。

○議長（伊豆 千夜子） 北岡議員の質問に対する答弁、健康あゆみ課長。

○健康あゆみ課長（西岡 郁玲） 3回目の追加接種に向けましてのご質問をいただきまして、3回目の接種への接種券発送のデータなどの整理ができているかというご質問ですが、VRSのデータの整理を行いまして、去る11月25日に医療従事者等に向けての接種券の発送を既に行っております。接種券の発送時期につきましては、接種後8か月を迎える時期に合わせて調整をしながら順次進めている状況でございます。

それから、医療従事者の接種についてのご質問ですけれども、前回、県のほうで医療従事者については把握をしていたということで、接種券もそちらから送られていたということですが、この追加接種につきましては、全て自治体が行うということになっておりますので、市町のほうで接種券の発送を行ってございまして、先ほど申し上げましたように、既に対象者については発送が始まっている状況でございます。

それから、地域の医師会との協議のことですが、11月26日に地区医師会への説明会を実施してございまして、医療従事者の接種につきましては、12月の1日から開始をされております。個別接種を実施している医療機関の医療従事者は自院で接種することができます。また、個別接種を実施していない医療機関の

医療従事者は、集団接種会場、あるいは個別接種を実施している医療機関に依頼して実施することができる体制となっております。

個別接種の実施医療機関の数につきましては、先ほど申し上げましたとおり、未実施の医療機関に意向調査を行い、協力をお願いを現在しているところでございます。

集団接種会場につきましては、集団と巡回接種会場を併せて今までどおり実施することとしております。先ほど申し上げましたが、クラギ文化ホールにつきましては、4月以降は現在の松阪ショッピングセンターマームのほうに変更という予定となっております。

医療関係者の人材確保につきましては、地区医師会のご理解、ご協力により、接種を実施できる体制となっておりますのでございます。

それから、3回目接種の予防接種の我が町の実施計画につきましては、接種スケジュールにつきましては、今年の3月、4月に2回目の接種を完了した医療従事者につきましては、12月1日から接種を開始しております。その後、5月に2回目の接種を完了した方は令和4年1月、6月完了の方は2月、7月完了の方は3月に接種が実施できるよう進めていきます。

3回目の接種につきましては、基本的には2回目の接種を実施したところで接種していただくことをお願いしていきたいと思っております。

高齢者と一般の方が対象となります、この2月、3月の接種につきましては、前回の反省を踏まえまして、予約方法の見直しを行いました。集団・巡回接種会場、あるいは公的な3病院のほうで2回目を接種された方につきましては、12月14日にお任せ予約の形で希望調査票というのを発送させていただきました。集団と巡回と3病院の会場を対象とした「おまかせ予約」について、3回目接種を希望される方につきましては、その調査票をご返答いただくことにして、日時などは希望はできないんですが、コールセンターでの電話予約をしていただくことは不要という形を取らせていただきました。それに基づきまして、コールセンターへの電話の殺到が避けられるものかと考えております。後日、予

約日時が指定された通知が届くという形を取っております。都合がどうしても合わないという方につきましては、コールセンターで変更を行っていくという形を取っております。その後、8か月を経過する日の10日ぐらい前までには接種券付きの予診票というのを送付させていただいて、接種に向けて準備を進めていただきたいというふうに考えております。

来年の4月以降の計画につきましては、まだ検討中の内容もございますけれども、3回目の接種、スムーズに実施できるよう努めてまいりたいと思いますので、松阪市の新型コロナワクチン室と協議の上、進めてまいりたいと思います。

○議長（伊豆 千夜子） 答弁が終わりました。

再質問ございますか。

北岡議員。

○10番（北岡 泰） ありがとうございます。

医療従事者への発送、11月25日に発送したというふうに伺ったんですが、医療従事者に関わる方から、伊勢市はもう届いたんやけど、私らは届かへんのかなという問合せがあったんですけれども、そこら辺のタイムラグというのはなぜ起きているのかお分かりであればお示しいただきたいというふうに思うんですけれども、いかがでしょうか。

○議長（伊豆 千夜子） 再質問に対する答弁、健康あゆみ課長。

○健康あゆみ課長（西岡 郁玲） 11月25日に発送させていただいた方というのは、12月に3回目接種ができる方に送らせていただいています、1月に接種ができる方につきましては12月13日に発送しているという形で、段階を追って発送させていただいているという状況でございます。

○議長（伊豆 千夜子） 答弁が終わりました。

再質問ございますか。

北岡議員。

○10番（北岡 泰） あと、個別接種の医療機関がやはり増えたほうが、住民の

皆さんにとってはすごく手近なかかりつけ医というところへ行って接種するということができやすいし、遠方まで出かける必要もないというふうに思うんですけども、ここら辺の、意向調査中ということで、どんな状況なのかはちょっとはっきりと言うことはできないんでしょうけれども、そこら辺ですね、コロナワクチン接種が進んで第5波もある程度収束し始めました。現状としては、全国で100名前後の発症者が出る程度。新しい型のものが出てきましたので、そこら辺がどんなふうに動くのか分かりません。感染率は強いけれども、重症化率がすごく低いという外国の話もございますので。そこら辺も含めてしっかりとご協議いただいて、なるべく近くの医療機関で接種ができるような体制整備をしっかりと取っていただきたいなというふうに思っております。これは要望としておきますので、よろしく願いいたします。

続きまして、予算等についてお伺いします。

ワクチン接種体制の確保のために、国はワクチン接種対策費負担金ということで、1件当たり2,070円、ワクチン接種体制確保事業等、いずれも10分の10国負担で運営をされてまいりました。我が自治体の予算的には、これは十分確保されてきたなというふうにお思いなのかどうか、どんなふうに考えてみえるのかお示しをいただきたいと思っておりますし、また、他の自治体によりましては、地方創生臨時交付金等の活用を行っている事例等も見られますが、明和町はどんなふうに考えてみえるのかお示しをいただきたいと思っております。

次に、3回目の接種体制のために必要な予算確保について、見通しなどがお分かりであれば、確認をさせていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（伊豆 千夜子） 北岡議員の質問に対する答弁、健康あゆみ課長。

○健康あゆみ課長（西岡 郁玲） 予算の関係につきましてですけれども、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費国庫補助金及び新型コロナウイルスワクチン接種対策費負担金につきましては、おっしゃるとおり10分の10の国負担で運営されておりまして、これまでも交付申請を行ったものにつきまし

ては、その額で交付決定を受けておりますので、引き続きそういった形で交付申請、交付決定を受けての形で進めていくことになるかと思えます。

今年度におきまして、接種体制確保における地方創生臨時交付金の活用につきましては、町のほうは現時点では活用はしておりません。

3回目の接種体制につきましては、所要見込みの調査とかは来ておりまして、今後も国から交付申請等の通知があると予想されますので、それに合わせて対応していきたいと考えてございます。

○議長（伊豆 千夜子） 答弁が終わりました。

再質問ございますか。

北岡議員。

○10番（北岡 泰） では、次のその他の部分で少し質問させていただきたいと思えます。

1点目が接種の予約受付体制はどうであったかということで、今言われたようにしっかりと希望調査をしていくというお話でございましたので、それは横に置かせていただきます。

1回目、2回目、相談窓口等に住民の声が相当いろいろ寄せられたんではないかなというふうに思いましたが、対応がしっかりできていたのかどうか確認をさせていただきたいと思えます。

3点目は、厚生労働省は17日までに、これは先月ですけれども、新型コロナウイルスワクチンをめぐり、5歳から11歳を対象とした接種を早ければ来年の2月に始める可能性もあるというふうに言われております。準備を進めるよう、自治体に通知をしたというふうに報道がございますが、この部分の明和町の対応を確認したいと思えますので、よろしく願いいたします。

○議長（伊豆 千夜子） 北岡議員の質問に対する答弁、健康あゆみ課長。

○健康あゆみ課長（西岡 郁玲） 予約体制につきましては、もう誠に電話がつかないような状況がございましたので、大変ご迷惑をおかけしたということで、先ほど申し上げましたとおり、見直しをかせさせていただいたというこ

とで、ご理解いただきたいと思います。

それから、相談窓口に寄せられたご意見、ほとんどが予約の受付開始直後に、その予約受付に関する厳しいご意見をたくさん頂戴したということがございました。あとは、その予約方法などについてのお問合せがございまして、それにつきましては、予約支援につきまして、健康あゆみ課だけではなく、全庁的に対応させていただき、ウェブ支援等も行わせていただく中で、対応させていただいたということになっております。

それから、5歳から11歳を対象にした接種につきましては、まだ薬事承認がされていないということもございまして、具体的な方針がまだ国のほうから現時点では示されておられません。予定としましては、早ければ令和4年2月頃から実施できるように、接種体制の検討を求める通知は来ておりますので、松阪市の新型コロナワクチン室にて、いつでも始められるような準備は整えていきたいと考えております。

○議長（伊豆 千夜子） 答弁が終わりました。

再質問ございますか。

北岡議員。

○10番（北岡 泰） もし5歳から11歳が始まるようでございましたら、しっかりと体制を取っていただくのと、やはりお子さんは重症化することが少ないというふうに今までもお聞きをいたしておりますので、そこら辺の親御さんに対する不安の解消、接種を無理にすることはないという形になってくるとは思うんですけども、そこら辺、しっかりといろんな周知をしていただきたいと思いますし、それまでに調べていただきたいというふうに要望しておきます。

次に、子宮頸がんワクチン接種の円滑な推進及び啓発についてお伺いをいたします。

厚生労働省の専門部会は、11月12日、子宮頸がんを予防するヒトパピローマウイルスワクチンの積極的な勧奨の再開を了承されました。効果や安全性について情報が集まり、接種後の副作用を訴える人への支援体制も一定程度整った

と判断されたというふうに報道されております。積極的な勧奨の取りやめから8年ぶりに再開を決めました。さらに安全性の検討を続けるとしております。

子宮頸がんは国内で年間に約1万1,000人が罹患し、約2,800人が死亡している。性交渉によるHPV感染が主因とされ、世界保健機関、WHOはワクチン接種による予防を推奨しているとの報道がございました。国は、積極的な勧奨が中止された間に機会を逃した女性が無料接種できるようにする方針を固め、来年4月からの実施を検討し、対象者などを今後詰めるとのこととございます。2013年6月に止まりました積極的勧奨を来年度にも再開することを既に決めており、これに伴う救済措置として、対象者は最も幅広い9学年分とするのが適切だという意見が厚生労働省の分科会で多数を占め、1997年から2005年度に生まれた女性が該当するというふうにされております。

厚生労働省によりますと、積極的勧奨の中止によって個別の案内が届かず、小学校6年生から高校1年生は無料で接種できると知らないまま対象年齢を過ぎた女性が数百万人規模に上るとのこととございます。8年間ワクチン接種を躊躇された方々への接種を円滑に進めるため、国の方針及び十分な説明を受けることができるようにしなければなりません、執行部のお考えをお伺いいたします。

また、接種対象者への情報提供の影響もあり、高額ながら必要性も感じて自費接種する方がいますので、キャッチアップ接種対象者で自費接種した方に対しては、ぜひ公費での補填をお願いしたいと思いますが、あわせて町長のお考えをお伺いしたいと思います。

○議長（伊豆 千夜子） 北岡議員の質問に対する答弁、健康あゆみ課長。

○健康あゆみ課長（西岡 郁玲） 子宮頸がんワクチン接種につきましては、平成25年6月に「ヒトパピローマウイルス感染症の定期接種の対応について」が厚生労働省健康局長通知で発出されまして、定期接種を中止するものではございませんが、積極的勧奨は行わないこととされておりました。今年の11月26日付の厚生労働省健康局長通知におきまして「ヒトパピローマウイルス感染症に

係る定期接種の今後の対応について」というのが発出され、個別勧奨を令和4年4月から順次実施することとされましたが、積極的勧奨の差し控えにより接種機会を逃した方への対応、いわゆるキャッチアップの接種につきましては、来年度当初からの実施を視野に、予防接種・ワクチン分科会で議論が開始されたばかりということをごさいます、まだ具体的な方針が示されていない状況でございます。

町としましては、国からの具体的な方針が示された後、近隣市町や医師会等と協議をしながら、適宜進めていきたいと考えております。

また、自費接種した方に対しての公費での補填につきましては、国や県からそういった対象に充てられる補助金が出た場合については、町としても対応していきたいと考えておりますが、現時点で町単費での補填というのは考えていないという状況でございます。

○議長（伊豆 千夜子） 答弁が終わりました。

再質問ございますか。

北岡議員。

○10番（北岡 泰） 町単独で負担するというのは、ちょっと重たいものがあると思いますので、ぜひ町長から県や国に要望していただきまして、それまでの接種をされた方に対しての補填もしっかりと手厚く行うように要望していただきたいと思います。

国の方針がまだ定まっておりますが、そういう方向性で進んでいくのは確実でございますので、ぜひ対応をお願いしたいと思います。それこそ健康長寿のまちづくりの原点になるというふうに思っておりますし、私も40代から50代の方で子宮頸がんを患って大変な状況に陥ってという相談を受けておりますので、やはり早く勧奨を進めていただきたいなというふうに思っておりますので、よろしく申し上げます。

次に、デジタル社会の未来を目指してということで質問させていただきます。

まず1点目は、マイナンバーカードの普及促進についてお伺いをしたいと思

います。

私ども公明党がさきの衆議院選挙でお約束をいたしました18歳以下の皆様への10万円給付については、様々にご意見ございまして、今、国のほうで審議をされているところでございます。与党が合意したもう一点の経済対策がマイナポイントの付与でございます。詳しい内容は、新たにマイナンバーカードを取得し、キャッシュレス決済とひもづけした人に対して、最大5,000円分のポイントが、また、銀行などの預貯金口座の登録と健康保険証の利用登録をすることでそれぞれ7,500円分のポイントが付与されるということでございます。これは全ての国民が対象で、最大で2万円分のポイントが付与されるというものでございます。また、これまでに取得された方はどうするんだというお話でございますが、その方々にも最大、再度5,000円分のポイントを付与されるということになってきております。

総務省によりますと、マイナンバーカードの11月16日時点での交付枚数は約5,003万枚で、交付率は39.5%となり、ちょうど約1年前の20.5%に比べると倍近くに増えてましたが、目標とする全ての日本の国民に対する交付に向けた道のりはまだまだ遠いとのことでございます。

前回のマイナポイントの付与により、明和町の普及率はどのように変化したのかお伺いをいたします。

また、今回のポイント付与を契機に、デジタル社会の未来構築のために、いかにカード交付枚数を増やそうと考えてみえるのかお伺いをいたします。

以上です。

○議長（伊豆 千夜子） 北岡議員の質問に対する答弁、住民ほけん課長。

○住民ほけん課長（吉川 伸幸） 前回のマイナポイントの付与により、明和町の普及率はどのように変化したのかというご質問でございます。

マイナポイントの制度は、マイナンバーカードの普及と同時に消費拡大やキャッシュレス化の推進を目的として、マイナポイントの取得者に対してキャッシュレスサービスの利用につき25%のポイント、最大5,000円までを上限とし

て付与するというもので、令和2年9月よりマイナポイントの付与が始まりました。当初、令和2年度までの事業でありましたが、令和3年4月末までのマイナンバーカード交付申請者までを対象とするよう運用が変更され、令和3年12月末をもって終了いたします。

明和町におきましては、この機会にマイナンバーカードの交付率を高めるために、防災無線、広報、行政チャンネル、それから広告チラシなどによる啓発のほか、町内の事業所訪問時にアピールを行ったり、多気郡農協やイオンモール明和で出張窓口を開設したり、また、日曜日におきましてもマイナンバーカードの交付を行ったりするなどの取組を進めてまいりました。

その結果、令和2年7月時点におけるカードの交付率は11.1%でしたが、令和2年11月1日現在の交付率は18.4%となり、令和3年11月1日現在では37%という状況になっております。

もう一点、今回のポイントの付与を契機にいかにかード枚数を増やそうと考えてみえるのかというご質問でございますが、今回検討されております新たにポイントを付与する制度につきましても、詳細なことが分かってまいりましたら、前回と同様に広報、防災無線などによるほか、出張窓口の際やマイナンバーカードの交付時の際に周知を図ってまいりたいと考えております。

また、健康保険証としての利用登録につきましても、国民健康保険の加入手続の際にご案内するとともに、必要に応じて利用登録の申込手続についても窓口でのサポートを行ってまいりたいと考えております。

○議長（伊豆 千夜子） 答弁が終わりました。

再質問ございますか。

北岡議員。

○10番（北岡 泰） 37%と、大分進んでみえたということでございます。

この健康保険証と結びつけると、患者さんがマイナンバーカードを健康保険証として利用するためには、逆にこの医療機関や薬局がシステム対応を済ませている必要があるというふうに思っております。厚生労働省のまとめでは、シ

システム改修などの準備を終えた医療機関、薬局は僅か8%程度、利用機会が多い診療所、歯医者さんを除くでは、この11月3日時点で僅かに5.8%にとどまるというふうに報道されておりますが、明和町の状況というのはどんな状況なのか、把握をされておりましたらお示しをいただきたいと思っております。

また、マイナンバーカードの普及に向けまして、独自のポイント還元を実施したり、ワクチン接種会場で申請を受け付けたりして普及に努める自治体もあると聞いております。また報道では、自治体が独自のポイントを上乗せする場合、国からの交付金を活用できるように、国は検討されているとのことでございます。

このマイナポイントと自治体ポイントを合わせた消費喚起を狙う明和町独自の取組をいかに考えてみえるのか、町長がご答弁していただけるのなら、町長にご答弁をいただきたいと思っております。

○議長（伊豆 千夜子） 北岡議員の再質問に対する答弁、住民ほけん課長。

○住民ほけん課長（吉川 伸幸） マイナンバーカードを健康保険証として利用するための医療機関等のシステム対応について、明和町の状況は把握しているのかというご質問に対してお答えさせていただきます。

厚生労働省のホームページに掲載されております「マイナンバーカードの健康保険証利用参加機関・薬局リスト」で確認してみますと、12月5日時点で運用開始を表明している医療機関は1万9,911施設、日本全体でですね。全体の10%にも満たないというような状況でございます。

同じ資料によりますと、令和3年12月時点でオンライン資格確認の運用を開始している明和町内の医療機関については2か所となっております。

国は令和4年度末までにおおむね全ての医療機関において導入することを目標に掲げておりまして、マイナンバーカードの普及と仕組みの浸透につれて、今後、運営を開始する医療機関が増えてくると見込んでおります。

○議長（伊豆 千夜子） 町長。

○町長（世古口 哲哉） 議員のおっしゃられますマイナンバーカードの普及と

消費喚起を目的とした独自のポイントの上乗せを行っている市町村もあるという
ことで、ご質問をいただいた、町はどうするのかということなんですけれど
も、町のほうとしましては、さっきの子宮頸がんワクチンの関係とも一緒なん
ですけれども、単独でというのがなかなか難しいかなというふうに思っており
ますので、今後において予定されております新型コロナウイルスの感染症対策
の地方創生臨時交付金がまた来るということでありましたら、その中で何をや
っていくかという、いろいろ何に取り組むかということの中の選択肢の一つと
して、一度検討はしてみたいなというふうに思います。

○議長（伊豆 千夜子） 答弁が終わりました。

再質問ございますか。

北岡議員。

○10番（北岡 泰） ぜひしっかり検討していただいて、様々な交付金等、下り
てくると思いますので、対応をよろしくお願ひしたいと思います。

これ質問の中で書いていなかったんですけれども、今日の新聞にちょうど載
っておりましたので、ちょっと質問させていただきますけれども、ワクチン接
種のアプリが20日からマイナンバーカードを持っている方に対しては、このア
プリで活用ができるということで、国内、国外の旅行や飲食店等、またイベン
トに関しても、この接種証明アプリを活用して接種済みであることを証明す
るというワクチン検査パッケージというのが動き出すよという新聞報道がござい
ましたので、ぜひこのマイナンバーカード、それも併せてしっかりと推進をし
ていただければというふうに思っておりますので、ご検討をよろしくお願ひし
たいと思います。

最後ですが、不登校対策にデジタル活用ということで、文部科学省の2019年
度の調査によりますと、不登校の小中学生は約18万1,000人と過去最多となっ
ており、教室外での学習支援の充実が課題だが、学校のマンパワーは非常に限
られている。そうした中で、個別の学習ニーズである程度応えられるデジタル
教材の活用が広がり始めたというふうに書いてあります。不登校や登校はでき

ても教室に入れない児童生徒の学習支援にデジタル技術を活用する動きが広がっており、校内に教室以外の居場所を設け、オンライン教材で学べるようにした横浜市立鴨居中学校の齋藤浩司校長の記事がこの日本経済新聞に掲載されておりました。

記事によりますと、着任以前は30人を超えていた不登校生徒は減少傾向にあったが、登校しても教室に入れない生徒や在宅で学習している生徒へのきめ細やかな支援ができておらず、何とかしたいと考えていた。その頃、市教育委員会から企業が開発したICT学習教材を紹介され、実証することになった。この教材との出会いが本校の不登校対策を劇的に変えた。1つとしては、英・数・国・社・理の5教科を生徒が自学、自習するオンライン学習システム。1つとしては、当初利用した生徒は3人、特別支援教室での学習支援に利用。使い始めると、前年度はほとんど登校できなかつた生徒が毎日登校するようになった。ほかの生徒も熱心に取り組んでおり、活用性を実感した。

その次に、デジタル技術と民間の力で教育を革新する経済産業省の「未来の教室」実証実験に採択をされ、「学校内オルタナティブ教育に関する実証」というのを始められたそうでございます。和（なごみ）ルームというのには教員が空き時間に輪番で詰めていましたが、週2回は民間の支援員の皆さんが常駐をしていただけるようになってきたと。教材会社の支援を得て、生徒一人一人の学習計画、短期・中期・長期を作成、そして、NPO法人から派遣を受けた民間支援員による不登校生徒への家庭訪問——これはアウトリーチというふうに言われておりますが——も始まっており、現在、特別支援教室「和（なごみ）ルーム」に5人から7名の生徒が通うようになってきたと。

2年間の取組を通しまして、不登校や教室に入れない生徒の学習の居場所、心の居場所が確立されたと実感する。個別最適な学びのため、教職員のスキルも向上した。今後は支援と伴走の取組をさらに充実させていきたいと、この齋藤校長先生は述べられていますという内容が掲載されておりました。

記事は教育長にもお渡しをしたので、読んでいただけたと思いますが、不登

校のお子さんたちがこのデジタル機器の活用で安心できる場所で学び、学校とつながっている実感が持てるように取り組むべきであるというふうに考えますが、現在の明和町におきます小中学校の不登校児数及び教育長が読んでこれをどういうふうに活用して、明和町の教育に結びつけていくのか、お考えをお示しいただきたいと思います。

○議長（伊豆 千夜子） 北岡議員の質問に対する答弁、教育長。

○教育長（下村 良次） 横浜市鴨居中のデジタル技術等を活用した不登校対策につきまして、議員より頂いた記事を読ませていただきました。不登校対策の実践面の一つとして、大変参考になりました。横浜市鴨居中の取組の事例は、タブレットを使った5教科のオンライン学習システムを特別支援教室での学習支援に利用、これによって特別支援教室において不登校ぎみであった生徒が登校できるようになると。そして、この取組が経済産業省の実証事業に採択され、民間の支援員協力体制も整え「学習の居場所」、そしてまた「心の居場所」として確立されているというものです。

コロナ禍で、GIGAスクール構想による1人1台端末が急速に整備される以前の2019年のことですので、非常に画期的であったと思います。鴨居中の取組は、特別支援教室を拠点としておりまして、集団では学習に参加することが難しい、登校はできるが教室に入れない子どもたちに対して有効な成果を上げています。このノウハウをもって、他の不登校児童生徒、それは学校に来ることができない、その状態が長期化している児童生徒に対しても、デジタル技術の有効な活用が可能であると思いますし、学校との距離を縮めることができるのではないかと考えます。

本町におきましては、本年4月より各学校において、タブレットを使った授業を開始しました。新型コロナウイルスの感染拡大により、三重県においてもまん延防止等重点措置、そしてまた緊急事態宣言が発出された9月には、緊急対応として、次年度からの実施の予定でありましたタブレットの家への持ち帰りを前倒しで開始いたしました。そして、この持ち帰り開始に合わせまして、

不登校児童生徒へタブレットによるICT活用を開始しております。

現在、当町の不登校児童生徒数でございますが、令和3年10月末現在で小学校が6名、中学校が14名、この人数は定義上、病気や家庭の事情等で30日以上欠席している場合のもので、これ以外に欠席が30日に満たない場合や別室登校の児童生徒もいます。そうした不登校や不登校ぎみな児童生徒全般に対して、可能な範囲でタブレット及び充電器を渡し、学校と家庭、または教室と別教室の送受信等を今行っております。

小学校におきましては、放課後のタブレットによる通信により、児童の様子を把握したり、学校の様子を伝えております。また、学習については、ドリル教材などをタブレットに配信し、児童はその回答を配信、さらに教師はその回答を添削して配信というようなやり取りで児童の理解度を把握しながら指導を行っております。

中学校では、登校できるが教室に入れない生徒に対して、別室で授業をライブ中継しましたり、課題を送信したりしておるところです。

こうした授業や学習課題の共有により、児童生徒の学力の維持向上、そしてまた学校とのつながりを継続していけるよう努めておるところです。他にも様々な方法、スクールカウンセラーによるオンラインの相談の実施などもできないものか、いろいろ検討しておるところです。

今後も不登校児童生徒の一人一人に寄り添った対応をしていくため、積極的にこのICTの活用、有効だと思いますので、進めてまいりたいと思っております。

○議長（伊豆 千夜子） 答弁が終わりました。

再質問ございますか。

北岡議員。

○10番（北岡 泰） ぜひ不登校生徒一人でも減るように、もし不登校が解消されなくても、しっかりとした学力をつけていただけるように、そして、自分自身の未来が開いていけるような、そういうデジタル社会に対応できるようなお

子さん、そういうことを対応をしっかり教育委員会で進めていただきたいというふうに要望しておきまして、私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（伊豆 千夜子） 以上で北岡泰議員の一般質問を終わります。

お諮りします。

議事整理のため暫時休憩したいと思います。ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ声あり）

○議長（伊豆 千夜子） 異議なしと認めます。

よって、暫時休憩いたします。11時10分までお願いします。

（午前 11時 00分）

（午前 11時 10分）

○議長（伊豆 千夜子） 休憩を解きまして、休憩前に引き続き会議を開きます。

3 番 江 京子 議員

○議長（伊豆 千夜子） 3番通告者は、江京子議員であります。

質問項目は、「明和町の持続可能な農業支援について」の1点であります。

江京子議員、登壇願います。

（3 番 江 京子議員 登壇）

○3番（江 京子） よろしく申し上げます。

通告に従い、質問をさせていただきます。

今回、明和町の持続可能な農業支援についての1点で申し上げます。

コロナ禍米価暴落による農家の経営状況、支援策の考えは、についてお尋ねします。

広々とした伊勢平野に位置する明和町は、とてもゆったりとした空気が流れる町です。広い空と農地が印象的と、斎宮跡を訪ねた人たちが話してくれました。町の端から端まで走っても、田んぼの続く町です。

秋の収穫が終わり、今年の米価の暴落が分かりました。一生懸命米作りに励んだ農家さんはがっかりでした。暴落の原因は、コロナ禍で飲食業の休業、営業自粛による大幅な需要減少です。三重県産のコシヒカリも昨年より大幅な下落となり、米の生産に必要な費用、1反当たり7万円に届かない状況、原価割れになってしまっているような状況です。

世古口町長は、「笑顔が輝く明るい和やかなまちをつくりたい!」「ALL明和」を掲げられ、3つの「活」でまちづくりに挑戦するとおっしゃいました。その中の「人や産業に活力があるまちづくり」があります。特に、農業については担い手の育成・支援や農地の集積、遊休農地対策、6次産業化などに取り組むとありました。

お尋ねします。明和町には、令和3年度で認定農業者が50近くあり、その中でもやはり米中心の事業者が多い町です。事業者さんのお話を伺っていると、米価暴落で来年の作付の資金不足になっている農家さんはたくさん見えます。それは大規模農家ほど大変なようです。明和町は、認定農家の経営状況の調査や聞き取りはしていますか。また、町としての支援策は考えていますか、お答えください。この危機的な状況の改善について、明和町として国や県へ米農家支援のための要望書などは出していますか、お答えください。

○議長（伊豆 千夜子） 江京子議員の質問が終わりました。

これに対して答弁願います。

町長。

○町長（世古口 哲哉） 江議員からのご質問につきまして、ご回答させていただきます。

令和3年10月現在、明和町では50件の農業者さんが認定農業者となっていておられます。このうち、11件は農業法人の認定となっています。

経営状況の調査を把握しているのかとのご質問につきましては、毎年、作付の計画をいただいているほか、様々な機会の中で経営状況や農業の状況について聞き取りをさせていただくことも、させていただいております。

先日も、担当者のほうは何件かの農家さんを訪問する機会があって、取組状況や今抱えておられる課題等についてお聞かせをいただいたということでもあります。その中で、議員のおっしゃられるように、やはり今秋の米価の下落は非常に大きな痛手であるといったお話も聞かせていただいております。一方で、ある農業者さんのほうからは、農業共済の収入保険に加入していたために、米価下落による損失に対しても補填ができて助かったんだというようなお話も聞かせていただいたということでもあります。

収入保険につきましては、町では、昨年度から地方創生臨時交付金を活用した新型コロナ対策として農業共済が実施する収入保険への加入を推進する中で、加入保険料及び付加保険料の2分の1（上限10万円）を補助する形で支援を行ってまいりました。さらに、保険料が高い大規模農家さんへの支援といった部分も踏まえ、今年度は上限を20万円まで引き上げて実施をいたしております。

今後のコロナの影響につきましてははまだ不透明であり、米価につきましてもすぐさま回復するといったことは考えにくい状況だと考えております。町としましても、農家に対する支援というのは継続して考えていく必要があるというふうに思っております。

また、農家の支援策に関する国、県への要望についてですが、町といたしましては様々な機会を捉え要望活動を行っています。今年の8月4日に行われました知事との一対一対談の中で、米価下落に対する総合的な支援について要望を上げさせていただいたところでもありますし、11月4日には東海農政局地方参事官との協議の場がありましたので、その中で農業支援策に関して様々な要望を上げさせていただいております。町といたしましては、引き続き、国、県を

はじめ関係機関への要望、働きかけを継続して行ってまいりたいと考えておるところです。

○議長（伊豆 千夜子） 答弁が終わりました。

江議員、再質問ございますか。

江議員。

○3番（江 京子） 本当に農家さんのお話は深刻でありました。特に、大口農家さん、大規模農家さんなどは、機械代が普通の農家さんに比べて何倍も高い機械を買っています。来年は機械を買い換えるために考えていた農家さんなんかは、今年の米の下落により、来年買換えを控えなくていけないというような話も伺いました。

松阪市では、米価下落について松阪市として米価緊急下支え事業として1俵500円の補助を出すというのが新聞に載っていました。やはり、今本当に働きながら農業をやっている人なんかは、お米を作るためにその収入をつぎ込んでいる人たちもいます。

多気郡農協でも大事な組合員さんを守っていくのが義務だと話しておられ、町としても農家さんを守っていくのは大切な仕事だと思います。

今回のこの下落を踏まえ、町としてはJAと共同でもいいですけども、米下落に対しての補助の考えはないのか、お聞かせをお願いします。

○議長（伊豆 千夜子） 江議員の再質問に対する答弁、産業振興課長。

○産業振興課長（堀 真） 町としての補助を考えていないかということでございます。今、江議員が言われましたように、松阪市さんにおかれましては500円の補助ということでございます。松阪市さんは、今まで松阪農協さんだったんですけども、合併して、みえなかという農協さんで、買取り価格がたしか9,300円だったかというふうに思っております。その中で、JA多気郡におきましては買取り価格が9,700円ということで、その差が400円ほどございました。それで明和町の場合については、今のところ、多気郡の3か町寄る場がございましたので協議もさせていただいたんですけども、今のところはという話は

させていただいたようなところでございます。

それで、松阪市さんの事例を新聞報道もございましたが、その中を見させていただきますと、大規模農家ではなく零細農家を対象とされておると。収入保険とか、それから高収益で補助金をいただいておりますようなところについてはあえてその500円の補助は出さない、自分のところで食べる米、残った分を販売されとる分、本当の零細なところに対して補助を出すというふうな話でございましたので、そこら辺についてはまた今後も検討していかなあかんというふうに考えておりますし、先ほどの話にもございました地方創生の臨時交付金がまた1月ぐらいにつくという話もございます中で、その中でまた一つの検討課題ということの中で検討を町としてはしていきたい、というふうに考えておるような次第でございます。

○議長（伊豆 千夜子） 答弁が終わりました。

再質問ございますか。

江議員。

○3番（江 京子） 収入保険のお話を伺ったんですが、大口農家さんなんかも収入保険に入ってみえるところもありますし、町としても補助金を出しながら推進していただいていると。でも、やっぱり収入保険は掛金がかかなり高くて、こうやって補助金を頂いてもなかなか入りづらい保険であるというようにもお聞きしています。

農業に対してのいろんな給付金や支援金なんかも調べさせてもらったら、本当にたくさんあります。ただ、そういうものを使うためには、やはり青色申告がきちんとできているということが入る条件の第一番になってきます。やっぱり農家さんは1日の仕事をするだけで精いっぱい、やっぱり重労働だと思います。こういう保険やいろんな手続をする苦手な方もたくさんみえます。私が思うのは、やはりこういう使える制度というのをもっともっと使ってほしいと思いますので、町としてこういう制度の手続の手助けというのにはできないものか。これだけ持ってきたら書類作つたよというようなことができれば、もっと加

入る方も利用する方も増えるんじゃないかなというふうに思うんですが、そこら辺のお考えをお聞かせください。

○議長（伊豆 千夜子） 江議員の再質問に対する答弁、産業振興課長。

○産業振興課長（堀 真） 今、収入保険についてこちらにパンフレットがあるわけなんですけれども、収入保険と今言われましたように、5か年の青色申告をしていただいた、その平均に対して今年どれだけ減収があったから、その9割の分について補助を出させていたかどうかということでございますので、そこをちょっと譲るという話はなかなか難しいというふうに思います。

その中で、今、江議員が言われましたように、共済でも話させていただく中で、もう少しそこら辺を簡素化できないのかとか、白色ではあかんのかというふうな話もいろいろさせていただいているところでございます。そちらについては要望ということでさせていただきたいと思えますし、共済の人間に対してもそういうところについてはより農家さんに対して丁寧に説明をするようにというふうには話をさせていただきたいというふうに考えております。

ただ、言われますように、農業という一つの業を、経営していくというそういう概念からいえば、やはりそこら辺の申告というのはやはりしていただいて、どんな経営状況なのかということは把握していただくことは、これは必要やというふうに思いますので、そこら辺についてはご理解を賜りたいというふうに思います。

○議長（伊豆 千夜子） 答弁が終わりました。

再質問ございますか。

江議員。

○3番（江 京子） 本当にお米というのは日本の主食のものであり、本来は、以前、国がやっていた食管法のように国が農家を守っていき、国の主食である米の生産を守っていくというのが大切な部分だと思うんですが、今、国がそれを私から見ると放棄しているようにも思います。ですので、やはりもっと、小さな町ですけれども、農業がたくさんある明和町、県や国への要望をもっと強

く打ち出して行ってほしいと思いますので、これからもその努力をよろしくお願いいたします。

次に、一般の小さな農家さんですが、農家の高齢化、後継者不足による農家離れが深刻になってくると思います。個人の農家さんを訪ねると、ほとんどの人が、機械が壊れたら農業を辞めると話されます。先ほども話したように、米を作れば作るほど赤字、ほとんどの農家が兼業農家で、働いて得た給料を米作りにつき込んでいるのが現状です。自分の家の米を食べたいから、機械があるから作るだけとおっしゃいます。米価が安定していたときは家の土地を守るためにも頑張ってきてくれていましたが、今や子どもたちにもお金のかかる田畑は残さないと宣言をされている農家さんまで出てきています。農家、農地は、明和町にとって大切な財産です。

今、田畑を維持している農家さんの平均年齢は65歳を超えています。このままでは、耕作放棄地が増えていくのは目に見えています。特に、大口農家さんが敬遠する農地については深刻です。圃場整備のされていない土地や、最も借り手が嫌がる住宅街に囲まれた田畑など、機械は入らない、作業をすれば近隣住民からの苦情、町としてそんな土地の把握はしているでしょうか。

ある農家さんがおっしゃいました。明和町は都市計画を途中で放置したため、小規模な土地開発が乱立している状態になっています。今、明和町の都市計画はどうなっているか、お答えください。

反対に、家庭菜園的な農業をしたい人はたくさん見えるようです。それなら、土地開発の話があるときに業者と町でコラボして、困っている農家さんも交えて貸し農園的なことはできないのでしょうか。農家さんがオーナーになり借りたい人とつなげることはできないのでしょうか。考えをお聞かせください。

○議長（伊豆 千夜子） 江議員の再質問に対する答弁、まちづくり戦略課長。

○まちづくり戦略課長（朝倉 正浩） ご質問いただきました明和町の都市計画についてお答えいたします。

明和町の都市計画につきましては、平成8年にスタートいたしました都市計

画マスタープランを平成22年に改定を行い、現在に至っております。また、この改定からも10年が経過しておりまして、今般の社会情勢の変化や土地利用を取り巻く情勢の変化に対応するため、本年度から来年度の2年間で見直しを行っているところでございます。

○議長（伊豆 千夜子） 答弁、産業振興課長。

○産業振興課長（堀 真） 失礼いたします。

小規模の田畑、こちらにつきましては、借り手が少なく、農地集積ができなければ個人で保全管理をしていただいているところが多いような状況でございます。個人で管理するにも所有者の高齢化、そしてまた町外に所有されている方ということになってまいりますと、今言わせていただいた保全管理も十分にできないケースが増えてきております。これらが耕作放棄地の増加へとなってきております。耕作放棄地の把握については、毎年、農業委員会といたしまして、農地パトロールを行いまして、利用状況調査を実施し、把握に努めさせていただいております。あわせて意向調査も行っているところでございます。

また、住民から耕作放棄地については、草の繁茂、こちらについても苦情をいただくことがございます。所有者に連絡をさせていただいて、除草の依頼をし、解消に向けさせていただいております。

圃場整備のされていない小規模の農地には、機械が入らない、道が狭い、集落内の農地で借り手が少ない、個人で管理できず耕作放棄地になっていることはあるということは、当方といたしましても把握はさせていただいております。相談のあった農地につきましては、農業委員、農地最適化推進委員を通じて担い手へつなげるよう努めさせていただいております。

また、先ほどございました家庭菜園ということの中で、農地を借りたい方からの相談を受けることがございます。そのほとんどは、住宅近くで畑の一部というようなお話を聞かせていただく中で、マッチングということの中で検討させていただいているような状況でございます。しかしながら、非農家で家庭菜園をしたい方がたくさんお見えになるわけでございますが、明和町内におき

ましても、金剛団地近くの県道多気停車場斎明線付近のJAさんがやられている貸し農園がございます。昨日も自分がちょっと現場のほうを見に行かせていただいたんですが、約10坪程度の小さなところでございますが、一生懸命、汗をかいていただいている農家というか、やられている方がお見えになりました。これは非常にいいことだというふうに考えておりますので、こういうことができないかということの中で、町といたしましても考えていきたいというふうに考えているような次第でございます。

○議長（伊豆 千夜子） 答弁が終わりました。

再質問ございますか。

江議員。

○3番（江 京子） 明和町の都市計画については、本当に中断しているように見えて仕方がありません。今度、2年間かけて動かしていくということですので、本当に今までにない画期的な考えを持って動かして行ってほしいと思いますので、要望とさせていただきます。

それから、貸し農園のような形なんですけど、自分の住んでいる近くじゃなくてもきちんとした貸し農園的なところを造ってあげれば、皆さん車で出かけたらしながら1日、半日、汗を流して気持ちよく自分の食べたい安全安心な野菜作りをされているのをよく目にします。そこら辺もいろんなご意見をアンケートなんかでも取ってもらって、どのぐらいの人がそういうことを希望しているのかということも把握しながら、本当に住宅の間に囲まれた借り手が絶対つかないような農地についても相談に乗ってあげてほしいと思いますので、そういう相談体制もこれからつくってほしいと思いますが、どうでしょうか、お答えください。

○議長（伊豆 千夜子） 江議員の再質問に対する答弁、産業振興課長。

○産業振興課長（堀 真） 今、江議員の言われますように、やはり地元に着するということの中で、そういう宅地の間にある農地とかそこら辺についてはやはり地元の農業委員さん、農地最適化推進委員さんというのが一番把握され

ておるといふふうに考えております。そこらの中で、今言われておるようきめ細やかな対応をさせていただきたいといふふうに考えております。

○議長（伊豆 千夜子） 答弁が終わりました。

再質問ございますか。

江議員。

○3番（江 京子） では、次に、農業への新規参入や規模拡大のための農地ナビの活用についてお尋ねします。

遊休農地、耕作放棄地が増えています。以前、町とJA多気郡で小さな土地を集約、集積化して、遊休農地、耕作放棄地を減らしていくとの話をされたこと記憶していますが、一向に見えてきません。新たに農業を始めたい、そのような希望を持った人が、売りたい、貸したい土地をインターネットで探せるのが農地ナビと聞いています。明和町での活用はどうなっているのか。また、小さな土地の集約、集積化を進めることが農地ナビの活用にもつながると思います。現状とこれからの考えをお聞かせください。

○議長（伊豆 千夜子） 江議員の再質問に対する答弁、産業振興課長。

○農業委員会事務局長（堀 真） すみません、こちらは農業委員会事務局ということでご答弁させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

全国農業ナビ、こちらにつきましては、農業委員会が整備しておるものでございまして、農地台帳及び農地に関する地図について、運営・管理団体であります全国農業委員会ネットワーク機構、こちらが農業委員会と公表事務に係る委託契約を結んだ上で農地法に基づき、農地情報をインターネット上で公表させていただいているサイトでございます。インターネット使用につきましては、パソコン、スマートフォン、タブレット等の画面上で誰もが農地情報を閲覧、確認できるというシステムでございます。

この農地ナビの明和町の利用につきましては、先般、北岡議員からもご質問をいただいたと思うんですが、あまり活用していないのが現状でございます。

現在、地図情報のみを提供させていただいておりますが、既存の農地台帳との一本化が非常に難しいという状況の中で、各種データの提供等については利用に至っていないような状況でございます。

県内の状況を見させていただきましても、やはり既存の農地台帳のみの利用の市町村が多いような状況でございます。

今後、情報につきましては、既存のシステムとの関連もございしますが、少しずつ活用できるところからデータ提供できるように考えていきたいというふうに考えております。こちらの関係でございますが、昨年、明和町にも会計検査、こちらの関係で入ってきました。その中で、農地ナビの活用、情報公開につきましていろいろとお話をさせていただきまして、会計検査員のほうから農水省のほうに改善命令というか、改善をしてくれと、使い勝手が非常に悪いというふうな話の中で要望されたところでございます。それに基づきまして、農水省のシステム自体も改善されてくる方向にございますので、改善され次第、町としてもそのシステムに乗って活用していきたいというふうに考えているような次第でございます。

○議長（伊豆 千夜子） 答弁が終わりました。

再質問ございますか。

江議員。

○3番（江 京子） 農地ナビに関しては、そもそも国が2013年から2020年に国の補助金の約127億6,000万円を投入して動き始めたものと新聞紙上に書いてありました。

私もいろんな県の農地ナビの状況なんかを調べさせてもらったんですが、さっき、課長が申されたように、そういう台帳のみの記載、そのほかは提示されていないというのが8割以上になっているように思いました。ただ、システムの使い勝手が悪いというのも先ほど言われましたように、それを改善されて使いやすいものになっていけば、これは本当に若い人たちがコロナを機に農業をやってみようじゃないかという人が増えているという情報も入っています。こ

の農地ナビがきちんと整理整頓されていけば、そういう方たちの新しい希望にもなりますと思いますので、明和町でもなるべくこのシステムを進めていってもらうように要望させてもらいます。お願いいたします。

次に、米の付加価値を向上させる施策についてお尋ねします。

今の国の施策は、米農家にとって大変不利な状況になっています。米余りには、以前から国は転作を進めてきています。しかし、補助金は少なく、農家が自主的にかける収入保険も掛金に見合う保証ではありません。反対に、国は加工品に対しての補助には大きく期待しているようです。

米を米粉として加工することで在庫を減らし、国からの補助金も農家に入ります。町はもっとJA多気郡と協力して、元気な農家さんを維持すべきだと思います。設備投資は必要ですが、前からよく申していますように、損して得取れ、将来的に儲かる農業なら後継者不足も新規農業者で解消されていくかもしれません。型にとらわれない対策こそが町の活性化につながると思いますが、考えをお聞かせください。

○議長（伊豆 千夜子） 江議員の再質問に対する答弁、産業振興課長。

○産業振興課長（堀 真） 失礼いたします。

江議員の言われますように、近年、米の消費量が全国的に減少傾向にあります。特に、コロナ禍におきまして、外食産業の冷え込みにより需要不均衡に拍車がかかりまして、6月末時点では米の民間在庫量が219万トンを超えるようなことになってきておりまして、適正水準を上回る米余りの状況になってきております。

先般の新聞にも書いてございますが、来年度におきましても、一つの県分くらいまた余剰な米が出てくるというような話も農業新聞には書いてございました。そういうような状況の中で、全国に広がった需給緩和の取組が一定の成果を上げたものの、状況の打開には今年に至っても至らず、21年産米の概算払いが全国的に2割から3割下落するというような状況となってきております。

このような状況の中で、米だけに頼らず、麦、大豆、高収益作物の推進によ

り農家の所得を安定的に図ろうということで、国は経営所得安定対策としてゲタ・ナラシ対策や水田活用の直接支払交付金、水田リノベーション、麦・大豆収益性等の生産性向上プロジェクトといったような様々な交付金制度を設けております。

町としても、これらの国の交付金制度を活用するため、農家さんへの周知、活用の推進を図っていききたいというふうに考えております。特に、江議員が言われるように、明和町におきましては米だけに頼られているような、まだ農家さんが多くございます。米だけではなかなか農家の安定的な収入の確保にはつながらないということがございますので、今言わせていただきました国の制度を利用していただいて所得の安定化に図れるよう積極的に取り組んでいきたいというふうに考えているような次第でございます。

○議長（伊豆 千夜子） 答弁が終わりました。

再質問ございますか。

江議員。

○3番（江 京子） 本当にお米に対しては、気候変動にも左右されるのは農業ですから、取れたり取れなかったりもあると思うんですが、価格を自分たちで決められないというような大変つらいところがあります。その中で、農家さんがいろいろ工夫されてもおるんですが、やはり米作りというのが農家さんに聞くと一番慣れてやりやすいというお話を聞いて、ほかのものをするためには、またそこを一つずつ勉強しながら、把握しながらしていかならんやろうというふうにお話を伺います。

昨日も違う形で、今、明和商社がやっているレストランバスに乗らせてもらったんですけども、今、麦を作っている農家さんがものすごく増えてきたなと田んぼを見回しながら感じたところです。でも今、麦を作る農家が増えてきますと、ある認定農家さんは、今度は麦の価格も下がるやろう、そういうふうな何か悲しいお話を聞いたこともありますので、やはり町として米だけじゃなくてほかのものに取りかかろうというような気持ちになるような推進をどんど

んやって行ってほしいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

では次に、6次産業特産品の開発の現状、また明和町の特産品の販売ルート
の拡充についてお尋ねします。6次産業特産品の話は以前もしましたが、その
後どうなっているか、お聞かせください。

明和の農産物は米だけではありません。付加価値をつけての販売は農家さん
の収入増につながり、生産意欲の向上につながるのではないのでしょうか。今、
どのように進めているか、お答えください。

また、明和町の特産品販売の安定的な販売ルートの拡充を町長のトップセー
ルスとして行う考えはないか、お聞かせください。

○議長（伊豆 千夜子） 江議員の質問に対する答弁、産業振興課長。

○産業振興課長（堀 真） 6次産業につきましてご質問いただきましたので、
お答えさせていただきたいと思います。

町では、平成26年度から農作物の高付加価値、経営体の育成・強化を目指し
まして、町単独事業といたしまして6次産業化支援事業を実施してまいりまし
た。従来、米農家ですと、米の生産にのみ終始し、収益性の確保が課題となっ
てきておりました。本事業では、1次産業である生産者が2次の加工、3次産
業の販売までを一貫して行うことで、農作物にさらなる付加価値をつけ、高収
益化を図ろうというのが狙いでございます。機械等の購入費や商品開発費、販
売販路、販売促進費ということに対して補助を出させていただいております。

過去の実績といたしましては、これまでに9件申請をいただきまして、事業
費といたしましては2,600万円程度、町補助金といたしまして760万円程度の補
助を出させていただいております。近年の事例を申し上げさせていただきます
と、昨年度はアイブロームさんの「きゅうりの佃煮」をこちらで商品化させて
いただくことができました。今年におきましては、やまじ農園さん、「伊勢奉
納米銀鶴」というので事業のほうを活用していただいているような状態でござ
います。

農業におきましては、収益性の確保が課題となる中で、先ほど答弁のほうを

させていただきましたが、経営所得安定対策のように米だけに頼らないといった考え方の中で、作物の転換を図って農業の経営強化を図る方法もあれば、これらの作物の生産だけにとどまらず、加工、販売といった業務の転換により高付加価値化を図るといった考え方もございます。

今後も農業を取り巻く環境が深刻化する中でこれを乗り越えていくためには、様々な転換の選択肢を持ち、それらをうまく組み合わせていくことが必要だと考えています。町としましては、国の交付金などを積極的に活用、推進しながら町の農家支援、農業の支援につなげたいというふうに考えております。

○議長（伊豆 千夜子） 町長。

○町長（世古口 哲哉） トップセールスの考えはないのかということでご質問いただきましたので、お答えさせていただきます。

町の特産品につきましては、食べ物から工芸品とかいろいろありますし、その種類とかも様々でありますので、まずはそれぞれのところでルートの販路の拡大というのは行っていただければなと思っています。ただ、販路拡大を行ってもらう中でいろいろな課題があると思いますし、私も言ってもらったほうがいいということであればお声かけとかご相談いただいたらトップセールスさせていただきますというふうに思いますので、またそういう声がありましたら言っていただければと思います。

○議長（伊豆 千夜子） 答弁が終わりました。

再質問ございますか。

江議員。

○3番（江 京子） なかなか農家さんが自分で6次産業に向かっていくというのは難しい話だと思います。前にも話しましたように、本当に1日の農作業というのは重労働で、違うことに頭を変えていこうという余裕がないというのも事実だと思います。ですが、やはり米だけじゃなくて、トウモロコシあり、いろいろありということですので、6次産業の中で付加価値をつけた高収入が得られるような対策というのも、もっと農家さんに心の余裕があるような形での

お話を持って行ってほしいと思いますので、これからもよろしく申し上げます。

先ほど、町長もトップセールスのほうに行かさせてもらうというようなお話をいただきましたので、そこら辺もいろんなところに出かけていったときにも明和町にはこんなのがあってというような宣伝のほうもしていただけたらと思いますので、よろしく願いいたします。

次に、農福連携について話をしてもいいよということでしたので、とても気になっている部分ですので、よろしく願いいたします。

今、県下では、農業者と障がい者の雇用をつなぐ事業が行われているとお聞きします。明和町としての現在の動きを教えてください。

農業者の方の話を聞くと、今の流れとしては、障がい者を受け入れ、仕事をってもらうという形だそうですが、障がいを持っている方を雇うということは、そこに1人の職員さんがついて回るということです。ありんこさんの話を聞かせてもらっても、そこに働いている施設の方の人数が本当に限られているので、農福連携でそこに1人を送り出すのに1人の職員がつくというのがとても大変な仕事だというふうに伺っております。本当に効率の悪い事業になっているように思います。

そこで、農業者が人手を必要とする作業を委託して出せないかというようなお話を伺いました。特に、明和町のあそこのありんこさんの近くに農業者の方が持っている土地があるとすれば、その土地にこんなものを作ってほしいというふうに言って委託をするという形だと、そこで大勢の障がいを持っている方が働けますし、その職員さんもその場で一緒にできるという形になるので、そういう形ができたなら、わしら助かるのになというようにお話を伺ってきましたので、そこら辺はどんなふうに考えているか、今の現状も教えてください。

○議長（伊豆 千夜子） 江議員の再質問に対する答弁、産業振興課長。

○産業振興課長（堀 真） 失礼いたします。

県内におきましては、平成23年度から農業と福祉分野の連携に向けた取組が始まったと聞かせていただいております。

近年、非常に注目されている分野となっておりまして、町の農福連携の取組につきましても、福祉部局が所管いたします自立支援協議会の中の仕事部会というのがございます。こちらは役場、社協、障がい者支援関係団体、ハローワーク、各福祉事務所などが参加して、障がい者の就労、雇用について協議する場でございます。その仕事部会の会議で農福連携についてご意見を伺ったところ、福祉事業所からは仕事の必要な農家さんに対して簡易な農作業のお手伝いできないかということ、そういう施設外就労について取りまとめていただきたいという要望をいただきました。

これまで障がい者の就労となると、今、江議員が言われましたように、雇う側にも非常にハードルが高いということがございまして、なかなか思うように進まなかったのが実情でございます。農業となると従業員の数も限られており、余裕がない中での雇用でございますので、殊さらハードルが上がってしまいます。しかしながら、作業所委託であれば農業者の負担や責任も軽減できて、利用者の賃金にも貢献できるメリットがございます。

部会の要請を受けさせていただきまして、認定農業者さんに50件程度の認定農業者さんにアンケートのほうを実施させていただきました。約10件程度回答がございまして、仕事部会を通じて福祉事務所さんへ情報共有をさせていただいたところでございます。現在、連携できる部分がないか、調査、検討を進めているところでございます。

○議長（伊豆 千夜子） 答弁が終わりました。

再質問ございますか。

江議員。

○3番（江 京子） 福祉事業者さんの中の従業員さんは、農業の専門知識を持っていない方が多いと思われまして。現地での作業が分からないといったことが懸念されますので、現地でのサポートはどうするのか、町でサポートはできないものでしょうか。

○議長（伊豆 千夜子） 江議員の再質問に対する答弁、産業振興課長。

○産業振興課長（堀 真） 失礼いたします。

今回行わせていただきましたアンケートでは、農家さんが委託したいと思う作業で比較的軽微な農作業をピックアップしてもらっておりまして、作業内容といたしましては、草刈りが多く、また苗箱の清掃などの簡易な作業もございました。事業所としてできる作業とできない作業もございますので、そこは双方で調整をさせていただく必要があろうかというふうに考えております。

また、現地でのサポートにつきましては、町の職員は農業の専門知識を有した者は基本おりませんので、物理的にも個別に対応するのは困難であろうかというふうに考えております。

県の事業で農業ジョブトレーナーという、こういう育成派遣の事業制度がございます。こちらの活用が可能であると考えておりますので、施設外就労の場合、現地へ直接赴いていただきまして、作業の仕方や働き方をサポートしてもらい、農家と福祉事業所との橋渡しをできないかということの可能性として考えているようなところでございます。

ジョブトレーナーの派遣には費用がかかりますが、県の派遣費用で負担してくれるということも聞かせていただいております。福祉事業所としては無料で活用することができます。これについては、10月のお仕事部会で県の農業改善普及センター障がい者就農協議会の方にお越し願いまして、福祉事業所さんにご説明をさせていただいて周知させていただいたところでございます。

また、農家へ出向いて施設外就労だけではなく、福祉事業所自身で先ほど言われておった土地を借りてというような話もございます。このような場合につきましては、隣地の空き地を活用するなど利用していただきまして、栽培、収穫や市場への出荷をしていきたいというご相談も聞かせていただいておりますので、農福連携いろんな形で様々なアプローチの手法があると思いますので、農家さん、福祉事業所さんに合った連携の形を模索しながら農福連携の推進に努めてまいりたいというふうに考えているような次第でございます。よろしくお願いたします。

○議長（伊豆 千夜子） 答弁が終わりました。

再質問ございますか。

江議員。

○3番（江 京子） 以前にも、障がいの方たちの就労についての質問をさせてもらったことがあります。障がいを持っている方たち、本当は自分たちは税金が払えるぐらい収入を得て、この明和町の住民として生活していきたいというお話をよく伺いました。ですので、これから農福連携をどんどん進めていって、元気に仕事ができる子どもたちや大人たちを増やしていってほしいと思いますので、よろしく願いいたします。

最後に、米余り、認定農家さんやいろんなところに伺ったところ、予定していたお米を買ってもらえないで米が余っている認定農家さんは結構たくさんありました。でも反対に、今、このコロナ禍でご飯が食べられないいろんな貧困に見舞われている方たちが見えます。こういう方たちがこども食堂のお話を聞きますと、お米を取りに見える方たちも多い、米は海外から就労に来てもらっている方たちにも差し上げるとすごく喜んで帰られるというふうにお聞きしておりますので、明和町の米余りの部分をJA多気郡とお話をしながら、そういう貧困に苦しんでみえるご家庭なんかに無料で配付できる仕組みなんかができないか、また検討していただきたいと思いますので、強く要望して私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（伊豆 千夜子） 以上で江京子議員の一般質問を終わります

お諮りします。

昼食のため、暫時休憩したいと思います、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ声あり）

○議長（伊豆 千夜子） 異議なしと認めます。

よって、暫時休憩いたします。

午後1時から再開させていただきます。

（午前 11時 55分）

(午後 1時 00分)

○議長（伊豆 千夜子） それでは、休憩を解きまして、休憩前に引き続き会議を開きます。

11番 山内 理 議員

○議長（伊豆 千夜子） 4番通告者は、山内理議員であります。

質問項目は、「小学校統合を問う」の1点であります。

山内理議員、登壇願います。

(11番 山内 理議員 登壇)

○11番（山内 理） ただいま議長より登壇のお許しが出ましたので、通告に従い、質問をさせていただきます。

小学校統合についてお伺いいたします。

まず、資料を出していただけますか。

これ見にくいんですけれども、小学校再編の議員にもらっとる資料の一部ですので、またiPadにもあるかも分かりませんので、見といてください。

それで、来年度になりますと、この資料からいくと、どんどん具体的に建設に向かって、業者なり委員会などがどんどん進んでいくことになろうかと思えます。あえてこの時期に確認を中心に質問等をお伺いしていきたいと思えます。

まず、確認させていただきますが、令和3年度の赤枠のもう少し下のほうなんですけど、第1期再編小学校建設検討委員会というのが7月から9月ぐらいに行われているんですか、これからいくと。このメンバーは、学校関係者4名、PTAが4名、学校評議員4名、そして、アドバイザー1名の方々に構成され

ていますという資料はいただいておりますが、この建設検討委員会というのはどういうことを議論されたのでしょうか。まず、その内容を教えてください。

それから、また、その建設検討委員会のすぐ右なんですけど、第1期再編小学校の運営方法等に関する準備委員会（仮称）とあるんですけど、これは既にもう始まっているんですか。それがあると思いますが、この準備委員会の、これも組織の内容とか、何か部会とか、何か決まっておるようでしたら教えてください。

まず、それからお願いいたします。

○議長（伊豆 千夜子） 山内理議員の質問が終わりました。

これに対して答弁願います。

教育長。

○教育長（下村 良次） 山内議員からは、最初のご質問を2つにわたっていただいております。

まず、建設検討委員会についてお答えをいたします。

本検討委員会は、本年6月に策定いたしました「明和町小学校区編制にかかる基本計画」に基づき、まず、当町の北部に位置する大淀小学校、上御糸小学校及び下御糸小学校の3小学校を統合し、加えて、斎宮小学校区の一部である北野、クイーンヒルズ、東野及び平尾の4地区を校区とする新しい小学校、いわゆる第1期再編小学校及びこの小学校に付随する放課後児童クラブ、さらに、ささふえ保育所の移転園となる認定こども園について、令和8年4月の供用開始に向けた整備を行うに当たり、その理念や施設設備のコンセプト、必要な諸室やスペースといった施設整備に関する基本的な考え方、そして、方向性等を示す基本構想の策定に向け、議論・検討することを目的に設置をいたしました。

検討委員会の会議は、まず7月8日に第1回目の会議を開催し、当初の予定は9月までとしておりましたが、ご案内のように8月27日から結果9月30日までの約1か月間、三重県に新型コロナウイルス感染症の緊急事態宣言が発令されたことにより、会議の延期を余儀なくされた結果、最終第5回目の会議は10

月15日に開催しております。

また、この間に、住民説明会の実施、学校職員、就学前の施設職員及び放課後児童クラブ職員の関係者への意見聴取を行っております。

委員の皆さんには、毎回活発なご議論をいただきました。これらのことを踏まえ、基本理念と4つのコンセプトを含めた基本構想を策定いただきました。

様々な議論がなされましたが、主な内容も含めて申し上げますと、まず、オープンスペースとも呼ばれる多目的スペースについてです。

町内では、明和中学校と小学校では、唯一、下御糸小学校に設置しております。一斉指導による学習以外に、個別学習、少人数指導による学習、グループ学習、複数学年の交流学习、また、学習成果の発表の場に学年集会やランチルームとしての使用など、多様な学習内容・学習形態に対応可能な多目的な空間でございます。新しい時代の多様な学び、また、こども園や中学校、さらには地域との交流などにも使えるものと考えます。

下御糸小学校や明和中学校、またオープンスペースがある他の小学校を経験された方の使用事例や「スライドドアで開け閉めできるようにすると、より多様な使い方ができる」「子どもたち自身で工夫して活用してほしい」などの意見が出されました。

また、コミュニティスクールに伴う地域開放についての議論もなされました。

学校を地域に開放することによって、地域の人同士が交流する場として、活動や新たな出会いを通じて、今ある地域コミュニティの強化、そしてまた、新しい活動・新しい地域コミュニティ・新しい価値が生まれる、その拠点となる場となってほしい思いを込めております。

地域の仲間で音楽をしたり料理をしたり、集会所がない自治会が集会の場として使用するなど、アイデア次第では様々な使い方ができるものと考えており、音楽室、家庭科室、そして会議室を地域開放の対象にしていく予定でおります。

地域開放に関しましては、「地域の方と子どもが交流することは良いことから地域開放は進めるべきだ」とか「不審者が入りやすくなる心配も考えられ

る」とか「でも、逆に地域の方が学校にいたほうが不審者対策としてはいいのでは」とか「学校は災害時の避難所としての使用もあるので、慣れておくという意味で、防災の面でも地域開放は大切だ」とか「現在はニーズがなくても将来のニーズがあるかも。後から解放したくてもできないというより今できるようなものを作っておいたほうがいいのでは」というような意見も出され、活発な議論が交わされました。

そして、こういう形で、検討委員会の内容についてはこのような形でやってまいりました。

準備委員会につきましては、担当課長のほうからこの後ご説明したいと思えますので、よろしく願いいたします。

○議長（伊豆 千夜子） 小学校区編制推進室長。

○小学校区編制推進室長（中瀬 基司） 続きまして、私のほうから準備委員会についてご説明いたします。

本準備委員会は、新しい小学校、放課後児童クラブ及び認定こども園の円滑な開校・開園及び運営に関して必要な事項を定めるためのもので、本委員会の組織としましては、本部会議及びその下に4つの部会を設けることとしております。

4部会の概要を簡単に申し上げます。

1つ目の部会は、総務・CS、これはコミュニティスクールのことです。と、小中一貫教育部会でございます。ここでは、主に学校の名称とか校歌、校章、また、開校及び閉校の行事、あと、コミュニティスクールのこととか、小中一貫教育を想定した教育課程の編成とかについて検討いたします。

委員につきましては、各地区の自治会の代表と各小・中学校の校長、また、コミュニティスクールのアドバイザーとして松阪市のほうでも経験されておられる方のアドバイザーに入ってもらおう予定をしております。

2つ目の部会は、通学・PTA部会でございます。ここでは、主に通学路と通学方法、またスクールバスの運行など通学全般に関すること及びPTAに関

すること、また放課後児童クラブや放課後子ども教室について検討いたします。

委員につきましては、新しい小学校の校区に関係します4つの小学校、大淀、上御糸、下御糸及び斎宮の保護者、また、公立・私立全ての就学前の施設の保護者に各小学校の教頭が入るものです。

3つ目の部会は、学校部会でございます。ここでは、主に教育目標とか学校行事、あと、教材の部分とかの学校運営の全般に関して、また、開校までの交流の事業、各大淀・上御糸・下御糸・斎宮のお子さんの交流事業について検討いたします。

こちらの委員は、各小・中学校の校長でございます。

そして最後、4つ目の部会は、こども園部会です。ここでは、主にこども園の名称を含めたこども園の運営全般について検討いたします。

委員につきましては、町内公立の就学前施設の園長となります。

なお、これらの部会は、検討事項によっては複数部会の合同開催というものも想定をしておるものでございます。

そして、この4部会で調査・検討された事項の報告を受けまして、協議決定する本部会議には、町の三役と教育委員の代表及び関係課長に、先ほど申し上げた4つの部会の正副部会長で構成をいたします。

現在、各部会の第1回目の会議を順次開催をしております、議論・検討をスタートしておるような状況でございます。

以上でございます。

○議長（伊豆 千夜子） 答弁終わりました。

再質問ございますか。

山内議員。

○11番（山内 理） ありがとうございます。

教育長の説明聞いとると、本当に、昔の我々のときのイメージの汚い学校と違って、きれいな、すてきな学校ができるんだらうなというふうにイメージできます。ぜひそのようにしていただきたいと思います。

中瀬室長のほうからお聞きしました各部会があってということですが、多分、各委員さんが見えるんやと思うんですが、この委員さんの方々ですが、どこかに自治会入っていますよね。この自治会というのは自治会長のことなんですか。

何が言いたいかというと、自治会長さんは、自治会の代表は変わっていくじゃないですか、年々。今この方であっても来年度は変わるということになるし、それと、自治会長さんが活発に学校のご意見をいただけるならいいんですが、なかなか充て職的な感じで、こんなことは失礼ですけども、あんまり発言されない方が多いんやと意味あるのかなという、ちょっとそういう懸念があったりとか。それからまた、保護者の方々ですが、幼稚園、保育園の保護者というのは、自動的に令和8年度以降から自分の子どもたちが新しい学校の保護者になり得るんですが、今現在の保護者さんが、仮に4年生、5年生なんていうなら、もうこれ卒業してしまいますので、どうしても活発にならないんじゃないか。これ何でそう言うかということ、少し前の幼稚園のときそうやったんですよ。幼稚園が、下御糸と大淀の保育所がなくなるときに、どうしても、その当時年長さん、年中さんの親御さんは、やっぱりもう自分らおらへんで、そのときに。保護者としてなり得ないので、全然温度差が違うんです。

だから、そのときも最初はそうやったんですけども、違うので、やっぱり保育園が統合されても保護者さんになり得る年代の方に中心に説明というのがあったんですが、今回のそういうふうになされるのかなと思います。それはいかがでしょうか。お答えください。

○議長（伊豆 千夜子） 再質問に対する答弁。

小学校区編制推進室長。

○小学校区編制推進室長（中瀬 基司） 議員のご質問、まず自治会長はどうかというお話ですけども、人選に関しましては自治会長さんをお願いをさせてもらっているんですけども、その際、自治会長じゃなくても大丈夫、結構ですと。実際のこの議論に、活発な議論ができるような方の人選をお願いし

ますということをお願いをさせてもらっております。

ただ、結果的に自治会長さんが出ていただいているところもありますが、自治会長さんもこの内容は分かっていた上で参加していただくという話をいただいております。

続きまして、保護者の部分ですけれども、こちらに関しましても、今の小学校1年生のお子さんが令和8年に小学校6年生になると、逆に言うと、今の2年生以上のお子さんは新校には在籍できないという状況なので、そこも含めて、保護者さんも議論の検討にしっかり入っていただく方の選任をお願いしますということをお願いをさせてもらっておりますので、そこら辺も踏まえたことで、各校、各園から保護者の報告をいただいておりますのでございます。

○議長（伊豆 千夜子） 答弁が終わりました。

再質問ございますか。

山内議員。

○11番（山内 理） ありがとうございます。

誤解のないように、自治会長があかんと違って、それだけはしっかりしとかんと、やっぱり活発な意見をいただいて、いい方向にしていただければいいなと思って言ったのですが、それと、中央公民館で住民説明会されたときに、確か山大淀の方で、私もその委員になりたいとおっしゃった方が見えたんです。その方は入っているんですか。ちょっと教えてください。

○議長（伊豆 千夜子） 再質問に対する答弁。

小学校区編制推進室長。

○小学校区編制推進室長（中瀬 基司） 議員おっしゃる中央公民館に来ていただいた方は、結論的に言うと入ってもらっておりませんが、その方も、その後も何回かお会いもさせてもらった中で、いろいろいっぱい、いいお考えも持っているところもありますので、そういった方は委員だけではなくて、その後も広く住民の方からご意見いただくような場を設けていきたいということも言わせてもろた中で、もちろんそのときの個別で結構ですので、またご意見、ご提

案いただければということでお話をさせていただいております。

○議長（伊豆 千夜子） 答弁終わりました。

再質問ございますか。

山内議員。

○11番（山内 理） もう既に決まっているので、今から入れるということは困難なんでしょうけれども、でもそういう方が一人でも多く見えて、いろんな意見をいただけるといいのかなと思います。そうですか、入っていないんですか、残念ですね。

では、次の質問にさせていただきます。資料の2のほうをよろしくお願ひします。これも見にくいですが、これもいただいている資料なんです、要するに、この資料の中で児童数が700人程度というふうにあるんです。令和8年度見込みの計算からいくと、大淀では94名、上御糸は249人、下御糸109人、合わせて452人と。それにプラス、さらに北野、東野、平尾とクイーンヒルズと入れていくと、217人を加えて、そうすると、全部で669人、約700人程度ということになるんですが、初めから700人程度という想定というのは、この北野、クイーンヒルズ、今言った地区全て新しい学校に行くということを想定していらっしゃるのかということをお尋ねしたいのと、それとその表の中の下のほうにルート、この下のほうに小学校区の再編に伴う配慮事項の設立準備委員会、これはスクールバスのルートや停留所を検討するとありますが、これはあれですね。先ほど言われた部会の中にもう既に入っていることですよ。さっきの何部会と言ったかな。通学・PTA部会の中で検討されていくんですよ。

確認なんですけれども、そのときに想定は700人なんです、北野・東野・平尾・クイーンヒルズは、現在、自由校区、自由通学というふうに説明されたままやと思うんです。これは先で分かる可能性といいますか、そういうのはあるんでしょうか、教えてください。

○議長（伊豆 千夜子） 山内議員の質問に対する答弁。

小学校区編制推進室長。

○小学校区編制推進室長（中瀬 基司） まず、議員のご質問の児童数700人程度は、議員のおっしゃるとおり、大淀・上御糸・下御糸の小学校の児童数に、斎宮小学校区から新しい小学校区になる4地区、北野・東野・平尾及びクイーンヒルズの4地区の児童数を加えた人数でございます。

今年6月に策定をいたしました「明和町小学校区編制にかかる基本計画」にも記載をしております明和町自治会別の児童数及び将来推計からの数字669人ということで、児童数700人程度ということにしております。

なお、この数字は、令和2年11月30日時点の数字でありまして、直近で確認しております令和3年10月1日現在の数字で申し上げますれば、686人ということでございます。

○議長（伊豆 千夜子） 答弁終わりました。

再質問ございますか。

山内議員。

○11番（山内 理） 確か、修正小学校も最初は自治会の皆さんにお任せしますというような、確かそういう説明やったかなと、結局は地域で分けていくと、もちろん、保護者さんからも多分意向があったんやと思うんですけども、なぜなら、私は北野ですので、孫がちょうどこれに当たるもので、どうしても北野どうなんやろ、ああなんやろ、役場のところで線を引いて半分に割るんやろとか、いろんな憶測が飛ぶんです。

だから、将来はどうなるか分かりませんが、ただ想定はこっちは全部行くという想定になっておるんで、その辺もまた今後住民説明会等で詰めていられるんだろうと思いますけれども、分かりやすい説明をお願いしたいと思います。

それから、次ですけども、これも住民説明会のときに、例の通学・PTA部会ですか。スクールバスがどうなんのやろと非常に私気になりまして、これ前、説明会での教育委員会の回答は、下御糸小学校、大淀小学校で乗降しますという説明やったと思うんです。

そのときに、それは困るやないかという住民さんからの質問がありましたし、その後、これどうしていくのかなということを今お聞きしたいのと、それと、これ何でかという、例えば大淀なら、そのまま学校学校で乗降とすると、大淀の場合は赤坂地区、南区、一旦、多分あれ30分くらいかかると思うんです。30分かけて学校行っという、またそこから来るといふ。それよりこっち来たほうが早いんやないかというような調子やし、それから下御糸地区は国道より南側、志貴地区、田屋地区というのも、やっぱり同じように海のほう行ってから来る、これってどうなんやろというそのときも質問がありました。それが今後どうなのかなと。

なぜ今お聞きするんかという、来年からはどんどんPPPやらPFIやらという図面の仕事が増えてきて、教育委員会もそっちでもういっぱいいっぱいになってくるんで、なかなかこういうことを、基本の考え方をしっかりしとかないと、委員さんにぼんと丸投げされても、委員はそこまで考えなかつたりする場合は失礼ながらあるんじゃないかなと思うので、あえて今聞かせてもろてます。

ですから、スクールバスの乗降場所と、それから、南区や下御糸、志貴や田屋はどうするのかと、ある程度お考えを逆に持ってほしいもんで、あえて聞くんですけれども、あれば教えてください。

○議長（伊豆 千夜子） 再質問に対する答弁。

小学校区編制推進室長。

○小学校区編制推進室長（中瀬 基司） スクールバスの停留所のご質問についてですけれども、基本計画の部分で、停留所、各小学校、大淀小学校、下御糸小学校を基本と考えております。複数ルートを設定して、その一つのルートについて複数個所の停留所を設けるといふのを基本的な考え方としておりますというような説明をさせていただいております。

今現在はその考えは変わっておりませんのですけれども、先ほど申し上げた、これから始まる通学・PTA部会の中で、いろいろ議論・検討いただこうかと

思っております。

いろいろな方の意見で、ある方は「下御糸小学校とか大淀小学校に今の校区の子が集まればいいやん」というようなお声もありますし、やっぱり議員おっしゃるように、戻る格好になるようなことだと、ちょっと気の毒かなというようなお声もあります。いろんなお声がある中で、やはり全体で一つの解を出していかないといけませんので、そこはまた部会の中で議論を進めていきたいと思っております。

それと、先ほどのその前の質問で、自由校区の話がちょっとお答えできていなかった。申し訳ございません。

今、これも基本計画の中で、令和8年開校から5年間は選択制にしているという考え方を持っております。それは今のところ変わっておりませんので、申し訳ありません。先ほどのお答えです。

○議長（伊豆 千夜子） 答弁が終わりました。

再質問ございますか。

山内議員。

○11番（山内 理） いろんな意見があるんですね。まとまったほうがいいという意見も。それは初めて聞きました。

それは当然、部会で議論していただければいいと思うんですけども、結局、バスなんですけれども、町民バスもありますよね。だから、朝は町民バスも併用して行くのか、1台で行くのか行かないのか。確か100人近くおりますから、どっちみち1台では用はなさんわけやし、その辺のところも具体的に委員会で決めて議論していただければいいんですけれども、ある程度、教育委員会さんがそういうのを想定されて考えたものでないといかんと思うので。

それと、そのスクールバスにしても、これ見るとやったことないし、初めてのことやと思うんです。どういう状況が起き得るかも、これもやってみなきゃ分からん。確かにそうなんやけれども、でも、やる前から少なくとも最低限の知識や情報を入れようとする、松阪市さんでもスクールバスを運行してみえ

る地区があるじゃないですか。やっぱりそういうところの運転手さん、偶然にも、私の知り合いでその運転手をしとる人がみえるもので、やっぱり現場は現場のいろんな対応の仕方があるそうです。

単純な話、住民説明会も出ましたけれども、遅れたらどうするんやとか、何分待ってくれるんや。けれども、基本は遅れたらあかんわけなんですよ、バスに。けれども、どうしてもどうするんやという意見が出たときに、それこそ変な言い方やけれども、細かい話ですけれども、現場で運転手さんが出発しようと思うと、そっちから歩いてくるのが見えとったら待つやないかという話ですよ。そんなもん歩いとるの見えとってほっとくわけにいかんとか、いろんな本当に現場しか分からん状況があると思うので。

それをこの委員さん、誤解のないように、経験のない委員では分からんのであって、やっぱりそういうプロの方は今から委員にはなれないんでしょうけれども、さっきどこかに松阪市のオブザーバーが入っていましたけれども、どっかの部会に。それと同じように、そういう現場の運転手さんが入ってもらえたらまた違うのかなと思います。それまた考えてください。バスも1台ではあかんのやし、その辺もお考えでしょうけれども。

そうやってして考えていると、今までに住民説明会いろいろされてきて、恐らく100%とは言いませんけれどもほとんどの方に、統合した小学校が建つというのは100%じゃないけれども、ある程度認知されたというか、建つんだらうなど。100%賛成と言うのか、仕方ないなとか、いや反対やという方も見えるだろうし。けれども、それはもう決まってきたというふうに私共も感じるんです。

ただ、このバスに関してはまだまだこれからなんで、住民さんもイメージができないやろし、いろんなことがあるので、ぜひとも私はアドバイザー、プロの方とか入れていただいてするのはええのかなと、非常に思います。

それから次、3をお願いいたします。

これイメージ図なんですけれども、住民説明会のときにも、あくまでも目安

であって、このままの図面ではないですよと言うて説明されました。また、この図面のほかにも四、五点あったのかな。あくまでもイメージという形でというふうに説明されました。

そのときに、これは大淀地区やったかな。先生かなと思うんですけども、OBの方の。その先生が、保護者の方の送迎というのがどうしてもあると、ましてや雨降ったらすごいんやと。だから、そういう十分な道路や駐車スペースがないと危険であるというご意見がありました。これまさしく、そのとおりと申します。

そのとき、教育長も貴重なご意見いただいてというふうに感謝申し上げていましたけれども、まさしくそのとおりで、それこそ余談なんですけれども、うちも孫がおりまして、本当に昨日ですけれども、風のない晴天のええ日でした。でも、歯医者の方で迎えに行ったんですけれども、数えると10の方が車で待っとるんです。雨でも何でもないので、10の方が。やっぱり多分うちと一緒に歯医者さんとかお医者さん、小児科、いろいろあるんでしょうけれども、またその家のご事情があるんでしょうけれども、やっぱり10名ぐらい見えました。そうして考えていくと、今度の700人程度という大きな学校になりますね。そのときに、普段雨が降ったら送迎が見える。それから、今度は上御糸地区は基本徒歩ですよ。齋宮も徒歩じゃないですか。そうすると、徒歩で来られている方も送迎というのが出てくるんですよ。その規模がぐっと増えるので、その辺の駐車スペース、また、その順路といいますか、うまく車が出入りできるような状況を考えていかないと非常に危険じゃないかなと。これは人の意見なんですけれども、やっぱり私らおじいさんが迎えに行くわけです。高学年はいいんですけど、冷静やから。ところが低学年は、じいちゃんらの車見つけたらやっぱり走ってくるんです、嬉して。となると徐行してこっちも行っとっても、ぽっと飛び出すもんで危なくてかなわんのやというのも聞くんです。それは確かにそうやろなと思います。何が起こるか、これは想定できないので。

となると、こうやってして、この図面にあるように、例えばですよ、と図面

書いてもろたんやけれども、ここに今後、駐車スペースなり順列というか、方向を示したものの、何らかの方法を考えていただかんと、迎えに行ったものが迎えに来た子どもを事故してしまう、こんな悲しい話はないので、それを何とかできやんのかなと思うんです。そうすると、おまけにこども園はスクールバスですか、どうするんですか。それちょっと教えてください。

○議長（伊豆 千夜子） 山内議員の再質問に対する答弁。

小学校区編制推進室長。

○小学校区編制推進室長（中瀬 基司） こども園の送迎についてというご質問につきましては、こども園に関しては、ほかの今の既存の保育園、こども園と同様に保護者の送迎をしていただくという考えでおります。

○議長（伊豆 千夜子） 答弁終わりました。

再質問ございますか。

山内議員。

○11番（山内 理） でしょうね、となると幼稚園部が3時頃終わるんですか。

そうすると、保育園になると、それぞれお母さんでばらばらやけれども、4時、5時。学校は早い日で確か2時10分やったかな、一斉下校で。通常2時40分ぐらい。そうすると、3時10分か何かそんな感じ。

それに学校は学校で送迎が来て、幼稚園は幼稚園で、保育園は保育園で来るわけでしょう。やっぱりそれどこかで考えとかんと大変やし、それと、もう一つ変な言い方をすると、本来バス通学しとる子が迎えに来ると、バスターミナルに先生がつかれるんやけれども、どの子が今日は帰りでおるかおらんかを全部チェックせんと、非常に困ることが起きてくる。

やっぱり、もちろん朝もそうやけれども、ちょっと雨降って自分で送っていかれるお母さんも見えるだろうしとなったときに、バスが迎えに行って、もちろん、今日びのことやで、恐らくLINEか何かでチェックし合うんでしようけれども、でも現場は非常に細かいチェックをしながら進んでいかんと、ざっくりの計画ではやっぱり混乱すると思うんです。

ですから、今考えられることは全て考えて対処しとかんと、それでも、いざ令和8年始まってみると、こんなあれが、こんなん出てきたと、想定外とか、今日びの、やはり言葉じゃないけれども、つきものじゃないですか。だから、十分すぎるぐらい考えてもろてええと思うんです。だから、あらゆることを想定してあげてください。

しかも、そのことを今、最初に説明いただいた部会の委員さん、そういう人たちに考えておけという、それは、多分選ばれとる委員さんらも本職とかじゃないので、常にこのこと考えて生活しとらへんので、何でもそうやけれども会議になって初めて考えるのが常じゃないですか。

けれども、普段から考えておけるのは皆さんしかないんやで、だから皆さんのほうはその辺を考えてあげて、こういう場合がありますがどうですかというぐらいしないと、丸っきり丸投げの委員会やったら何にも上がってこない。皆さんは皆さんで、来年からのスケジュールで、PFIやら何やら、そっちでだっとうってしまうんで、結局は住民説明会をしていろんな批判の意見もありましたね、教育長。でも、いい意見もいっぱいもらったじゃないですか。

けれども、それらを何にも反映されやんと、建って見たら不良な学校、こんな最悪なことはあらへんので、その辺はうまく皆さんでお願いしたいと思うんです、意識は。

また、その資料として、こういうことがあったということをしつかり委員会の人に伝えてもろて、本当のいい議論をしていただいて、いい学校にしてもらえたらなと思います。

これ言いかけると、細かいことばかりなんやけれども、されど現場が困惑するかなと、本当に、私も質問考えとって寝られへんぐらいになつとるんですよ。さっきのバスの運転手さんやないけれども、現場のプロの方がおってくれたら一発で解決するのになという思いがあったので、またそれもぜひ考えとってください。

切りがないので次いきます。

次に、第二グラウンドで活動している中学校の野球部、サッカー部、ソフトボール部、また、スポーツ少年団の明和 F C、それから、ソフトボール大会の雅の子たち、これ取りあえず工事が始まってしまうと場所がなくなってしまうので、どこか何か代替案とか、工事中の間はどうするというのを、以前も私聞いていたんですが、検討しますという答えでしたので、もうぼちぼち具体的にどこというふうに考えていただいて、それぞれ先に 1 人、例えば明和 F C でもそうですけれども、やっぱり関係者に聞くと、どうなるか分からんのやというのが現状ですので、早く決めて教えてあげてほしいと思うので、ちょっと考えを教えてください。

○議長（伊豆 千夜子） 山内議員の質問に対する答弁。

教育課長。

○教育課長（菅野 亮） 再編小学校建設に伴い、現在、中学校第二グラウンドで活動を行っている部活動の練習場所、それから、休日等に同グラウンドを使用しておりますスポーツ少年団の練習場所はどうかというご質問ですが、基本的には 6 月の定例会で答弁させていただいたような方向で検討を行っております。

先ほど、一番最初にスケジュール表をお示しいただきましたが、再編小学校の建設は令和 6 年度から令和 7 年度の夏頃ということで、1 年半ぐらいを予定しております。令和 6 年度から第二グラウンドの使用が制限されますが、新校舎や駐車場等の建設場所は、グラウンド用地とフェンス等で分断をしまして、安全対策をしっかり行った上で、グラウンドについては、工事期間中も部活動やスポーツ少年団の活動に使用できるよう調整したいと考えております。

それから、中学校の第一グラウンドは、今、陸上部のみで使用しておりますが、サッカー部との併用は可能というふうに考えております。

そのほかでは、明和町総合グラウンドも平日はほぼ開いておりますので、これ移動が必要になりますが、部活動の利用は可能と考えます。日没が早い時期は実質的にはちょっと難しいのかなと思います。春夏頃の期間に限定されるか

も分かりませんが、可能というふうに考えます。

また、修正小学校が令和4年度末で閉校し、学校としての利用は終了する予定です。こちらにも移動距離等の問題で平日の部活動利用は難しいですが、スポーツ少年団も含めて土日の利用は可能というふうに考えております。

それから、新小学校が開校いたします令和8年度以降につきましても、基本的には同じような活用方法を考えております。新小学校グラウンドは、児童が下校後は部活動での使用が見込めると。小学校の施設ですので、小学校の行事等がある場合はそちらが優先されますが、小中学校の連携によりまして十分活用が可能と考えます。中学校のメイングラウンドとなります第一グラウンドと併せて、適正な活用をしていきたいと考えております。

そのほかでは、総合グラウンド、修正小グラウンドに加えまして、令和8年度以降は上御糸小学校の利用も見込めます。中学校から比較的近く、平日の部活動に有効であると考えております。スポーツ少年団の活動についても可能であると見込んでおります。

中学校とは情報共有を図りながら、屋外で活動するクラブの練習場所の配置やそれからローテーションなども想定しながら、令和6年度からの対応を検討しております。

また、令和8年度以降、小学校は3校となりますが、現在の各小学校のグラウンドや体育館を使用して練習している各スポーツ少年団、それから社会体育の使用等、こちらは全体的な活動も同時に考えていかなければならないと思います。

閉校となる学校の跡地利用につきましては、今後、跡地利用検討委員会を設置しまして、有効な活用方法を検討していくよう予定しておりまして、この委員会にはスポーツ少年団も入っていただきまして、社会体育等も含めた総合的な利用の検討や調整が必要というふうに考えております。

○議長（伊豆 千夜子） 答弁が終わりました。

再質問ございますか。

山内議員。

○11番（山内 理） そうやって決めておったら、なるべく早く教えてというか、知らせてあげてください、安心すると思うので。やっぱり誰がどういうふうにやって学校建つんやろうなど。我々どうするんやろうという思いがありますので、なるべく早く決定して、教えてあげていただきたいと思います。

もう一回、最初のほうの資料に、これでしたいんですけれども、こういうふうなスケジュールがなっていくんですけれども、本当に年明けたらた一つと進んでいくような感じなんですけれども、ただ、やっぱりどうしても教育長にお願いしたいのは、令和4年になってずっと、令和6年に建設工事が始まると。もう令和8年開校というのもあるという間なんかというふうに思います。

ただ、何度も言いますけれども、スクールバスがどうなのかなというように要するに思うんです、送迎。やっぱり先ほども確認しましたけれども、一応は下御糸小学校、大淀小学校となると、地域地域の名前出してあれやけど、赤坂の人が雨降って、何で、こっちへ来たほうが近いのに、わざわざ大淀へ迎えにいかなあかんのやろうと。当然、こっちへ来ると思うんですよ、迎えは。当然、志貴一帯もそうですけれども、わざわざ小学校へ迎えに行っておるより、こっちの新しい学校へ迎えに来たほうが、親にしてみたら早くなるので。

ここで、当然、皆さんと親と決定的に違うのは、皆さんはどうしてもスクールバスというものを導入しておるから、バスの運行というものを優先されて考えますよね、当たり前の話なんやけど。ところが、保護者はスクールバスの運行そんなこと気も使いませんので、子どものこと、自分の都合で動きます。となったら、当然迎えに来るのは当たり前の話で、こっちの新しいほうへね。それがスクールバスの送迎で、うまくそういう状況で機能するのかなというのが非常に心配なんです。

それで、スクールバスを今のところ考えていませんとおっしゃったけれども、やっぱりどう考えても大淀小学校へぽんと迎えに行く、下御糸小へぽんと迎えに行く、これでええのかなと思いますね。

今までの住民説明会は、まずは3つの小学校を統合してこっちに足しますよという形でずっと説明してみえました。何遍も言います。それで、ほぼ理解、全員理解ではないけれども、したのかなど。ところがスクールバスに関してはまだ何もそこまでいっていませんので、大淀や下御糸の人がそうやって言うたときに、学校へ迎えに来てもらうたら困ります。一応運行しておるので小学校に来てください。分かりました、じゃ大淀小学校へ迎えに行きます、下御糸へ迎えに行きますと言うわけないと思います。だから、その辺をどうされるか。

さらに検討していただいて、この予定表にもありますけれども住民説明会を準備委員会の進捗に合わせて随時開催というふうにありますので、この辺も随時開催して、しっかり説明して納得していただきますようにしたいんですけれども、その辺、随時開催していくということになりますので、教育長、開催していただけますか。その辺も含めて、ご答弁お願いします。

○議長（伊豆 千夜子） 山内議員の質問に対する答弁、教育長。

○教育長（下村 良次） 今、山内議員言われましたように、そのあたり随時検討していくというか、必要なのは確実にさせてもらわなあかんと思っています。それから、先ほどからいろいろ聞かせていただいております意見の中で、既にと申しますと失礼な言い方になるか分かりませんが、そこらを準備しながらいろんな計画は今、立てておりますので、スクールバスに関しましても、スクールバスの検討する部会ですね。委ねるというわけではなくて、その中には基本的には町としてはこんな考え持って、その中での議論をしてくださいというふうな運びになるのかなとは思っております。

まだ具体的に話にはなっておりませんが、学校からだけバスが来るという考えでは到底考えられないわけですので、当然のように、こういったルートでいくのが一番親御さんにとっても安心なルートだろうとか、それが可能なかどうかも含めてしっかり考えていかないかんのかなとは思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

それから、先ほどの質問の部分の中でもちょっと私も付け加えをさせてもら

いたいなと思うところで、あわせて、令和8年の開校までにいっぱい準備をしていかならんことがあります。それから、今、準備委員会、4つ部会をこうやってきて示しましたけれども、その中でももうひとつ丁寧に、どんな準備しておかなあかんのかも、こちらは町としての考えもきちっと伝える中で、このところを相談してもらうんやというふうな場にしていかなあかんのかなと思っていますので、そのあたりはしっかりと整理をしていきたいなと思っています。

それと今、山内議員言われましたように、私の中ではいろんなことに対する質問については、それこそ出前ではありませんけれども、その都度、質問があったり、思いがある方については、聞かせてもらう場はいつでも参上するというふうな格好でおらなあかんよというふうにして受けとめておりますので、丁寧に対応はしていきたいなと思っております。

そういった辺で、こうして議員の皆さんにいろんなご指摘なり質問いただくことは大変刺激にもなりますし、そこが私たちが準備しておかなあかん部分なのかなとは思っておりますので、丁寧な対応をしながら、令和8年に本当に皆さんに歓迎されるような学校ができ上がるように尽力してかなあかんのかなと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（伊豆 千夜子） 答弁が終わりました。

再質問ございますか。

山内議員。

○11番（山内 理） いろいろと今までありがとうございました。

来年度から本当に具体的に進んでいきそうな勢いですので、先へ。教育長言われたように、やっぱり委員会、部会つくられたんで、部会の方たちと、また教育委員会のほうで主導していってもらいながら、活発に意見が出るような、それで結論は教育長おっしゃったように、ええ学校やなと言ってもらえるように、ぜひともよろしくお願ひしまして私の質問を終わります。どうもありがとうございました。

○議長（伊豆 千夜子） 以上で山内理議員の一般質問を終わります。

質問者が交代いたしますので、質問席の消毒を行います。しばらくお待ちください。

8番 田邊 ひとみ 議員

○議長（伊豆 千夜子） 5番通告者は、田邊ひとみ議員であります。

質問項目は「人権と多様性を大切に作る社会を」の1点であります。

田邊ひとみ議員、登壇願います。

（8番 田邊 ひとみ議員 登壇）

○8番（田邊 ひとみ） 失礼します。通告に従いまして、質問を行います。

寒い季節になってまいりました。新型コロナも心配でございますが、その他の感染症もございますので、私を含め、町民の皆さん、しっかりとした感染症対策、これからも継続していただきたいと思っております。

質問に入ります。

この長期にわたるコロナによって、経済状況、悪化をしております。女性の自殺者が2020年には15%増え、自殺に関する相談の8割が女性であったとの調査報告もございます。

2021年度版の自殺対策白書、これでは特に働く女性が追い詰められている、こういう実態も明らかとなっております。コロナ禍の弱者は女性でございます。この状況を少しでも改善していかなばいけないと考えております。

女性の貧困対策におきましては、こちら明和町では新聞等でも取り上げられましたけれども、生理用品の無料配布。このことは大きな反響となり、高い評価を受けたところでございます。ぜひともこの取組、広げて、継続をしていただきたいと考えます。

私たち議員もその思いから、せんだってでも女性議員4名で生理の貧困に関する要望書、町のほうに提出もさせていただきました。今、コロナ禍、少し落ち着きを見せているところではございますが、そしてまた経済の回復、この兆しも薄ら見えてきたんではないかと、そのようにも言われておりますが、女性の貧困というものはコロナが終わってもすぐに解決されるようなものでもなく、長期的支援を行う、これが大事だと考えます。

そしてまた、今、生理用品に関しては、ジェンダー平等の視点から見ても、世界規模で考え方が大きく変化しております。イングランドでは、2020年1月より教育機関での生理用品の無料配布、これが正式に始まっております。これは女性の貧困だけではなく、体は女性として生まれても心は男性であるトランスジェンダーの生徒への配慮、これが理由と聞いております。イギリススコットランドでは、世界で初めて生理用品を必要とする全ての人に無料で提供する法案が2020年に通っております。このように世界は大きく動いております。

今、こちら明和町では生理用品の無料配布、継続できるようにと、こういうことで防災備品としてこの生理用品、予算化をしていくというお考えを既に示していただいております。ぜひとも継続をしていただきたいと思います。そして、あわせまして、先に述べましたとおり、生理の貧困という視点からだけではなく、ジェンダー平等、生理用品を必要とする全ての人々の権利を守る、こういう観点から生理用品の無料配布の事業の継続、拡充、それに合わせての十分な予算を取っていただきたいと思いますと考えております。これに関して、答弁を願います。

○議長（伊豆 千夜子） 田邊ひとみ議員の質問が終わりました。

これに対して答弁願います。

町長。

○町長（世古口 哲哉） 田邊議員のご質問にお答えしたいと思います。

田邊議員がおっしゃるように、長期にわたるコロナ禍によりまして、厳しい状況に追い込まれているご家庭も、コロナの前に比べまして増えているという

ふうに認識をしております。そういった中で、生活、暮らしなどにお困りの方々に寄り添った形の支援も必要であるというふうに思っております。

そうした中で、当町におきましては、先ほどご紹介もありましたけれども、女性の負担軽減に関する取組の一つとして、女性の議員の皆さんからも要望いただいた中で、本年5月10日から、入替え時期に来ている防災備蓄品を活用して、健康あゆみ課や明和町の社会福祉協議会の窓口、それから小中学校の保健室にて、希望者にサニタリーグッズの無料配布を行ってきております。

このことにつきましては、先ほどもご紹介もいただきましたけれども、防災備蓄品としての予算を確保した上で、その中で入替えを行うときに無償で渡すような形で、今後も引き続き取り組んでいきたいというふうに思っておりますので、ご理解をいただければというふうに思います。

○議長（伊豆 千夜子） 答弁が終わりました。

田邊議員、再質問ございますか。

田邊議員。

○8番（田邊 ひとみ） このサニタリーグッズ、生理用品の予算関係は今、全国、三重県内の自治体でもいろいろ議論をされている最中だと私も聞いております。明和町と同じように防災用品としてやりたいというところもあれば、今あるものを放出してしまったら、ちょっとなかなか考えにくいとか、そういうことの答弁をされている自治体もあるとか聞いておりますけれども、ぜひとも、まずは女性の貧困、これの解消を中心とされても、将来的にはいろんなことが、これから質問もしていきますけれども、いろんな形でのこの生理用品の必要性ということがございますので、今後、検討課題として明和町としてもやっていただきたいと思っております。

まず、これ要望として、次の質問に入ってまいります。

2021年9月3日のNHKのニュースの記事を読みました。「これから、生理用品はトイレットペーパーと同じだと思ってください」。今年の春に、ある東京の都立高校の校長先生が養護教諭のこのように話をしたそうです。生徒

が安心して学校生活を送れるように、東京都の学校は校内のトイレに生理用品を無償で設置することとなっております。生理の貧困が社会問題として注目をされるようになったことをきっかけに、生理との向き合い方を模索する動きが日本国内でも大きくなってきております。

では、どれだけの子どもたちが学校での生理用品の配布を必要としているのか。東京の港区で今年6月、区立学校に通う小学校5年生から中学校3年生までの全ての女子児童・生徒2,400人余りを対象にアンケートを行われたそうです。「学校生活で生理用品がなくて困ったことがある」、このような回答が17%あったそうです。これに対して、その地区の教育委員会の担当者、「予想以上に多かった」とコメントされております。また、保健室で把握していたより多かった、こういうことも話されております。

また、子どもさんの「困った」と答えた理由を聞きますと「貧困で家庭での購入や準備ができなかった」、この数は5%でした。「持ってくるのを忘れたから」、こういう子どもさんが95%でした。現実問題として、持ってこなかった、忘れてきた、こういうケースも多数だったということもございます。ですが、担当者が言うには、当初は先ほども言いましたように経済的な理由で生理用品が買えない、こういうことを注目してこれを始めたんですが、実は生理が急にやってきたりとか、生理用品が足りなくなって困っていた、そういうことが多くあると。それは、子どもたちが安心して学校生活を送ることができないことにつながるという意味で課題であると、このようにお話をされております。

また、このニュースの中では、山口県の白石中学校というところで、ここは以前から保健室に予備の生理用品を置いていたんですが、無償配布をきっかけに置いてほしい場所、子どもさんたちに聞いてみたそうです。すると「トイレに置いてほしい」こういう声が87%、「保健室」は1%であった。ほとんどの生徒が「トイレ」と答えているということです。この記事を読みまして、私、明和町の子どもたちもきっと同じような思いを持っているんじゃないかな、このように思いました。

そこでお尋ねをします。明和町では、この生理用品に関して、子どもたちの声を聞くためのこのようなアンケート、実施をされたことあるのでしょうか。答弁をお願いします。

○議長（伊豆 千夜子） 田邊議員の質問に対する答弁、教育課長。

○教育課長（菅野 亮） 学校では、児童・生徒が楽しく、健全な学校生活を送れるように、児童・生徒の声を聞くように努めております。そのためにアンケートを行うこともあるんですが、ご質問いただきました、生理用品の置き場所を聞くというアンケートは行っておりません。

○議長（伊豆 千夜子） 答弁終わりました。

再質問ございますか。

田邊議員。

○8番（田邊 ひとみ） ぜひともこれを機会に、一度、生徒さん、子どもさんたちに声を聞いていただく、こういうことをやっていただきたいと思います。これも要望としておきます。

さきに話をしました、山口県の白石中学校の校長先生のお話なんですけれども、保健室いうところはいろんな情報が集まってくる場所であって、困ったときの子どもたちの窓口になっていると、このように見えておりましたけれども、そうじゃない子もいるんだというのが意外だったとお話されています。困ったら保健室に行きなさいと日頃言っているんですけれども、行こうと思っても行けない子がいることに気づかされましたと校長先生、コメントをされております。

また、いろんなやり方あるようなんですけれども、東京のある学校では、必要なときに必要なだけ使うもの、この認識でトイレットペーパーと同じように生理用品が当たり前にある環境にしようということで、衛生面に気を配りつつも無造作に生理用品をトイレに置いたそうです。すると、特に周知をしなかったにもかかわらず、3か月半という期間で410個以上の生理用品が使用されたということです。それまで保健室に取りに来ていた生徒に渡していたんですけ

れども、去年、利用されたのは10個程度だったということです。やはり必要とする子どもがたくさんいるんだ、これまで気づいていなかった生徒の気持ちに寄り添えたのではないかと手応えを感じていますと、その学校の校長先生おっしゃっておられます。

子ども一人一人の性格や置かれた環境、違っております。気がつかないところで困っている子どもがいるのではないかと、この視点は本当に大事なことになるのではないのでしょうか。

内閣府の取りまとめでは、対策に取り組んでいる自治体は全国で581、これ7月20日時点ですので増えているかもしれません。NHKが集計したところでは、このうちの公立の小中学校、高校などで生理用品を配布しているのは279の自治体。東京都や山口県での例を見ますと、トイレに常備することのメリット、大変大きいと考えるので、一度トイレに置くことを検討していただきたいと考えますが、いかがでしょうか。

○議長（伊豆 千夜子） 田邊議員の再質問に対する答弁、教育課長。

○教育課長（菅野 亮） 議員の言われる山口県の白石中学校の生理用品の置き場所を聞いたアンケートの結果では、トイレへの設置希望が圧倒的に多いです。ただ、これは便利さの観点での回答ではないかというふうに思われます。

やはり、そもそもの、以前から問題提起いただいておりますコロナ禍の生理の貧困というものとは違うのかなという中で、この件につきましては、田邊議員を含む女性議員の4名の方の連名で要望書をいただきまして、その段階で学校及び養護教諭部会にも確認をしまして、先般回答をさせていただきました。

それと同じ回答になりますが、やはりトイレということではいたずらの可能性が考えられることや設置スペースの確保、それから感染症予防対策、衛生面での心配があること、それと保健室で配布を行うことで養護教諭が子どもたちの様々な相談を受けることもできる等のことから、これまでどおり保健室における生理用品の配布の取組を継続したいと考えております。保健室へ生理用品を受け取りに来た児童・生徒が養護教諭に気軽に相談できるような環境づくりを

引き続き行っていきたいというふうに考えます。

○議長（伊豆 千夜子） 答弁に対する再質問ございますか。

田邊議員。

○8番（田邊 ひとみ） そもそもこの生理用品の配布、女性の貧困問題から始まっておりますけれども、先ほども述べさせてもらいましたけれども、今もう世界的にはジェンダー平等の観点で、生理用品を必要とする人は、言うてみたらトイレでの排泄物と同じ、同じって言うたらおかしいんですけれども、体の仕組みとして当たり前にあるということに負担を与えない。そういう考えが今、世界中で広がっていると、こういう観点も考えていただきたい。やはり、子どもさんたち、保健室になかなか行けない子どもさんとか、そういう子どもさんもいるということも今後の考え方として検討もしていただきたいと思います。

本当に、今、三重県下でもこの議論いろいろされていて、トイレの個室ではないんですけれども、洗面の手洗いのところに置いている学校とか、そういうのも出てきているというのも聞かせてもらっておりますので、ぜひともこれからの流れというか、近隣市町の状況とかそういうのもしっかりと把握をしていただいて、対処していただきたいと思います。

そしてまた、取りあえず、明和町の私としてはトイレに置いていただきたいと、これを求めてまいりますけれども、現状として保健室対応ということでしたら、本当に子どもさんが遠慮なく、安心していけるという形、それをまず急いでやっていただきたいと思いますし、その中でやっぱり子どもさんの声を聞いていただいて、子どもさん、何が一番いいことを望んでいるのかということ把握していただきたいと思います。

続いての質問に入ります。

大人の女性のほうの貧困問題についてお伺いをしたいと思います。

生理用品の配布、先ほど町長も述べられましたけれども、既に明和町のほうでは実施をされております。この件ですけれども、LINE等での周知をされているというのは私も見ておりますんですけれども、これまでこの制度という

か、どれぐらいの利用があったのか、ちょっと現状を教えてくださいたいと思います。

○議長（伊豆 千夜子） 田邊議員の質問に対する答弁、健康あゆみ課長。

○健康あゆみ課長（西岡 郁玲） 11月末の時点の数字でございますが、健康あゆみ課とそれから社会福祉協議会の窓口及び小中学校の保健室で、計170パックの利用がございました。

○議長（伊豆 千夜子） 答弁が終わりました。

再質問ございますか。

田邊議員。

○8番（田邊 ひとみ） 170パック、多いのか少ないのかというと、明和町の貧困状態というのは各家庭もいろいろ考え方とかもあられると思うんですけども、本当に困っている人全てのところにこういうことの情報が届いているのかなという心配もしております。

その中で、やはりもっとオープンに、多くの住民がこういうことの情報を得られるように、例えばLINE、こういうものの利用促進。周り聞いてみますと、やっぱりちょっと明和町のLINE知らないんやって、そういう人も多数いらっしゃいます。そういうところに力を入れていただくことによって、より多くの人がいろんな情報を入手して、この無料配布の件に関しましても情報を知ることになって、それがつながって行って、知らない人にどんどん広がっていく。情報が届きやすくなっていくのではないかと考えております。

住民の皆さんが手軽に情報を得られる機会を増やす方策、これを積極的に講じていただきたいと思います。ですので、まず明和町のLINE等での状況発信の現状とか実績、そういうものを答弁願います。

○議長（伊豆 千夜子） 再質問に対する答弁、健康あゆみ課長。

○健康あゆみ課長（西岡 郁玲） LINEの配信につきましては、5月7日、6月4日、7月7日、9月14日、10月29日、11月29日と毎月、月1回のペースで計6回配信をさせていただいております。また、広報めいわの6月号に掲載、

あるいはホームページへも掲載させていただいておりますし、小中学校やふるさと会館等へはポスターの掲示として周知をさせていただいております。

○議長（伊豆 千夜子） 答弁終わりました。

再質問ございますか。

田邊議員。

○8番（田邊 ひとみ） 細やかな周知していただけると私も受け取らせていただきます。ですけれども、やっぱりこれを遠慮なく利用できるという形にしていくためにも、本当に一般的なものになるということには、やっぱり情報が広がって行って、みんなが当たり前という感覚になるのが大事だと思いますので、そういう部分でもまたいろいろと努力をしていただきたいと思います。要望としておきます。

続きまして、子どもの権利条約と校則の在り方について質問を行います。

学校の主人公は、一人一人の子どもでございます。全ての子どもが小学校、中学校の時間を幸せに過ごして、大きく成長する場所。そのために先生がいて、子どもたちの指導を行っている、これが学校でございます。

さて、子どもの権利に関する初めての国際条約である子どもの権利条約が1989年に国連で採択され、1994年に批准をした日本政府は、この条約に記された子どもの権利の実現に向け、誠実に努力する義務が課せられることになっております。

子どもの権利条約は、子どもが保護の対象であると同時に生活と発達の主人公であり、主権者である、この立場に貫かれております。その第12条、子どもの意見表明権では、子どもに影響を与える全ての事柄に対して子どもが意見を表明し、その意見が尊重され、学校生活においても子どもが積極的に参加ができるようにと、このように求めております。しかし、条約を批准して27年たった今でも、日本はその権利がほとんど保証されていないのではないかと懸念の声が上がっております。

そこで、今回、校則に特化をして質問したいと思います。

学校での子どもの生活に関わる約束事、これは校則に記されておりますけれども、中には下着の色を指定したり、子どもの行動の細部まで規定をした校則もあって、これが大きな社会問題となっております。校則を守らせるために指導があり、そこには明文化されていない様々な決まり事なども含まれております。

本来、校則とは、子ども自身がよりよい学校生活を送るために自ら守るものであって強制されるものではありません。そこで、校則と指導に関わって、子どもの権利条約における子どもの意見表明権が本町においてどのように尊重されているのか、この観点からお伺いをしたいと思います。

まず1つ目に、校則についての意識。教育委員会は、校則をどのように捉えていらっしゃるのか、お伺いをします。

○議長（伊豆 千夜子） 田邊議員の再質問に対する答弁、教育課長。

○教育課長（菅野 亮） 校則につきましては、学校が教育目標を達成するために必要かつ合理的な範囲内において定めるもので、生徒が心身の発達の過程にあること、学校が集団活動の場であることなどから校則という一定の規則は必要と考えます。

また、学校教育におきまして、社会規範の遵守について適切な指導を行うことは極めて重要なことであり、校則は教育的意義を有しているというふうに考えます。

○議長（伊豆 千夜子） 答弁終わりました。

再質問ございますか。

田邊議員。

○8番（田邊 ひとみ） それでは、続きまして、校則を定める権限について。

校則を定める権限は誰にあるのか、これをお伺いいたします。

○議長（伊豆 千夜子） 田邊議員の再質問に対する答弁、教育課長。

○教育課長（菅野 亮） 校則について定める法令の規定は特にはないんですが、判例では「学校が、教育目的を達成するために必要かつ合理的な範囲内におい

て校則を制定し、生徒の行動などに一定の制限を課することができる。校則を制定する権限は、学校運営の責任者である校長にある」とされております。

また、判例では「社会通念上合理的と認められる範囲で、校長は校則などにより生徒を規律する包括的な権能を持つ」と解されており、校則の内容につきましては、「学校の専門的、技術的な判断が尊重され、幅広い裁量が認められる」とされております。

○議長（伊豆 千夜子） 答弁が終わりました。

再質問ございますか。

田邊議員。

○8番（田邊 ひとみ） 校則を定めるのは学校長の責任、権限があるということ、答弁をいただきました。

そういう中で、校則の在り方が社会問題となっておる中で、私たち日本共産党は校則問題プロジェクト、こういうのを立ち上げて、ウェブ上で校則アンケート、これを行ってまいりました。全国の中高生をはじめとして保護者や教職員、市民の皆さんから回答をいただいております。アンケートの中の中高生だけで、延べ4,000以上の書き込みがされております。そのアンケートの結果を見ますと、校則をめぐる苦しみや要望が予想以上に深く、大きいことがあらわになったと私は受け取っております。

すみません、資料を出していただきたいと思います。

まず、先ほども私が申し上げました子どもの権利条約について。この資料に出させていただきますが、「子どもの権利条約を知っていましたか」というアンケートの結果では、「知らなかった」という子が4割以上、「名前だけは知っていた」と3割以上、合わせて約7割の子どもさんが、子どもの権利条約を知らなかったという結果が出ております。

この子どもの権利条約というものは、さきにも述べましたが、子どもの尊厳と基本的人権をうたうものであって、子どもたちがその内容を知らないままでは、子ども自身が人間の尊厳というものがどんなものか分からないままに大人

になってしまうのではないかと心配しております。

そこで、お尋ねをしたいと思います。

明和町の子どもたちに対して、子どもの権利条約に関する学習や周知、こういうのは行われているのでしょうか。あわせて、子どもの意見表明権について、明和町としてどのようなお考えで子どもたちに教育指導されているのか、答弁をお願いいたします。

○議長（伊豆 千夜子） 田邊議員の再質問に対する答弁、教育課長。

○教育課長（菅野 亮） 小学校におきましては道徳の時間、中学校では社会科の公民の時間におきまして、子どもの権利条約について学ぶ時間を設けております。子どもの権利条約の4つの権利、子どもが生きる権利、育つ権利、守られる権利、参加する権利について学んでおります。

小学校では権利と義務の関係を学びまして、義務も果たす中での4つの権利として教えています。また、中学校では世界人権宣言や日本国憲法における基本的人権を学び、子どもの権利条約につなげています。授業の節目には、授業の振り返りと話し合いを行うことで、自分たちの権利についての理解を深めています。その中で、生徒会活動を通じて、子どもたちが自分たちでルールを見直すことで、自分たちのことを自分たちの意見として自由に表現できるように指導しております。

○議長（伊豆 千夜子） 答弁が終わりました。

再質問ございますか。

田邊議員。

○8番（田邊 ひとみ） ただいまの答弁伺いますと、明和町ではしっかり子どもの権利条約についても学校の授業の中で教育指導もされていると。そして、子どもさんたちの活動の中でも自分たちの意思を表示するというを一生懸命、積極的にやれるようにということで、子どもの意見表明権に関してもしっかりと指導がなされていると、こういう答弁いただきました。

そうすると、やはりこのアンケートの中で7割の子どもが知らなかったとい

うより明和町はもっと知っているのかなと、そういう思いも私は持っております。ですけれども、また何かの機会に、子どもたち、こういうことの調査とまでいかなくていいんですけれども、考え方とか聞いていただける機会があったらなど私、考えております。

それでは、共産党のアンケートの結果に沿って質問を続けたいと思います。

2つ目の画像をお願いしたいと思います。

校則に対する疑問というところで、「校則を疑問に思いますか」というアンケートの中、中高生は82.2%、保護者85.6%、教職員91.5%で、どの階層においても8割から9割が校則に疑問を持っている、こういう答えが出ております。特に教育の現場で何年も子どもたちの姿を見続けていた教職員の皆さんの数字の多さに私は注目いたしました。

質問です。このアンケート結果を見て、どのように感じられていらっしゃいますか。

○議長（伊豆 千夜子） 田邊議員の再質問に対する答弁、教育課長。

○教育課長（菅野 亮） お示しいただいていますアンケート結果では、生徒、保護者だけでなく全ての階層が校則に疑問を持っております。特に、その割合が教職員が高いということは少し驚いております。ただし、この質問が「校則で疑問に思うものがあるか」という質問なので、校則全てに疑問があるのか、また校則があることが疑問なのかというのは、これだけではちょっと分からないのかなというふうに思います。校則の中に疑問なものがあることについては、教師を含め、全階層が共通した思いとして持っていることがうかがえるというふうには思います。

生徒が心身の発達の過程にあることや、学校が集団生活の場であること、また学校教育において社会的規範の遵守についての適切な指導が重要であることから、一定の規則は必要と考えます。ただ、それにつきましては、生徒が理解して、納得できるものでなければいけないというふうに思います。当然、時勢に合わせて見直しも行っていかなければならないというふうに考えております。

○議長（伊豆 千夜子） 答弁が終わりました。

再質問ございますか。

田邊議員。

○8番（田邊 ひとみ） 私も、社会を集団で生きていく我々の中にルールがなくはないかと、そう言うものではありません。校則を否定するものではありませんので、私も。そういう部分は、私、質問者の気持ちとしてもそういうものはございます。

続きまして、3枚目の画像をお願いいたしたいと思います。

校則検査についてのアンケートです。「検査がありますか」というのは7割以上が「ある」という回答が出ております。

そこで、お尋ねをいたします。

明和町では、このような校則に関する、子どもが校則を守っているかどうか調べる、校則検査は行われているのでしょうか、答弁願います。

○議長（伊豆 千夜子） 田邊議員の再質問に対する答弁、教育課長。

○教育課長（菅野 亮） 校則という言葉なんですけれども、明和町では、各学校において、校則ということではなくて、「学校のきまりごと」として学校生活を気持ちよく運営していくための一定のルールを設けています。校則検査というものはありませんが、日常の学校生活の中で「きまりごと」の確認をし、指導をしています。修学旅行前や受験前においては身だしなみ等についての確認もしております。

○議長（伊豆 千夜子） 答弁が終わりました。

再質問ございますか。

田邊議員。

○8番（田邊 ひとみ） 今、答弁で「学校のきまりごと」と、そういう言葉出させていただきました。何かすごく柔らかくて、何か気持ちの伝わる言葉なんだと私も受け取りました。

やっぱり子どもさんたちの思いをしっかりと受け止めて、ですけれども、社会

的なルールをつくっていくという上でのそういう学校のルールづくり、そういうことをこれからもやっていただきたいと思っております。

続きまして、4枚目の画像、お願いしたいと思えます。

「校則があることでどんな影響がありましたか」というアンケートの結果です。気持ちや日常生活の影響で監視されている、窮屈だと否定的なものが多いというのが分かります。

続きまして、次の資料もお願いします。

校則を守る理由説明についても、説明がありましたかと。「校則を、ルールを守らなければいけないと、こういう説明がありましたか」というアンケートなんですけれども、過半数が「そういう説明がなかった」と、「受けていない」、こういう回答が出ております。

このアンケートに即しまして、明和町では「学校のきまりごと」、これを守る理由、こういうことに対し説明が行われているんでしょうか、答弁願います。

○議長（伊豆 千夜子） 田邊議員の再質問に対する答弁、教育課長。

○教育課長（菅野 亮） 4月に「学校のきまりごと」を配布しまして、みんなが学校生活を快適に送れるよう一定のルールが必要なこと、それからその内容を遵守する事柄等について説明をしております。また、学校説明会において保護者へも説明しています。

○議長（伊豆 千夜子） 答弁終わりました。

再質問ございますか。

田邊議員。

○8番（田邊 ひとみ） こういう部分もまた子どもさんの声もしっかり受け止めていただいて、丁寧にやっていただけるようにと受け止めております。継続してやっていただきたいと考えます。

続きまして、次の資料、お願いいたします。

これは、「校則をどうやったら変えられるか」と、「変えられたらいいのになと思ったことはあるのか」と、このようなアンケートを取らせていただきまし

た。続いて、もう一枚の「校則や決まり事に意見を言ったり、変えようとしたことがありますか」と、そういうアンケートです。この資料を見ていただいて分かるように、8割ぐらいの子どもが校則、学校のルール変えたいと、そういう思いを持っているという結果が出ております。

明和町の子どもさんでもそういう思いを持っている子どもさん、いらっしゃるのではないかと思っているんですけれども、こういうことは学校のほう、教育機関のほうで把握はされていらっしゃるでしょうか、答弁願います。

○議長（伊豆 千夜子） 田邊議員の再質問に対する答弁、教育課長。

○教育課長（菅野 亮） 「学校のきまりごと」ルールに対する見直しは児童・生徒、また保護者や教職員みんなが思うことだと思います。中学校では、生徒が実施しています「学校のきまりごと」の見直しアンケートによりましてルールが見直されております。生徒会発信で行われた改正が今までもありまして、アンダーシャツの着用を認める改正や、通学用の靴について学校指定の靴をなくして、運動に適した靴であれば自由というふうになりました。また、靴下などについても見直しの声が上がっているとのことでございます。小学校でも必要に応じて見直しがされているということでございます。

○議長（伊豆 千夜子） 答弁終わりました。

再質問ございますか。

田邊議員。

○8番（田邊 ひとみ） 先ほどの答弁聞かせてもらいました。子どもさんたちの意見、しっかり受け入れているという部分の答弁だったと思いますけれども、やはり子どもさんの、ルールを変えたいという意思を尊重することは大切だと考えております。「学校のきまりごと」に関して、学校と子どもたちの関係性、子どもたちの意見、意思がどれほど反映をしているのか。

また、先ほども少し説明いただきましたけれども、決まり事を決めたり、変更するときどのようなプロセスを踏んでそういうことが行われているのか、もう一度、答弁をお願いいたします。現状ということをお願いいたします。

○議長（伊豆 千夜子） 再質問に対する答弁、教育課長。

○教育課長（菅野 亮） 中学校の場合になりますが、子どもたちの意思が生徒会活動を通じてアンケート等で集約されまして、それがルールの見直しに反映されております。ルールの見直しは毎年1回行われますが、生徒からの意思を反映させる場合、それから保護者からの要望を反映させる場合、教職員が時勢や課題解決を考えて見直しをする場合がございます。どの場合も生徒指導担当の教職員が内容を検討し、その後に全教職員で確認をします。その後、生徒や保護者へ周知をするというふうな内容です。

小学校におきましても必要に応じてアンケートを実施したり、また直接意見を聞いたりしながらルールの見直しを行っているということでございます。

○議長（伊豆 千夜子） 答弁終わりました。

再質問ございますか。

田邊議員。

○8番（田邊 ひとみ） しっかりと子どもさんの声を聞いて、変更されているということなんですけれども、やはり本当にいろんな思いを持っている子どもさん、いらっしゃいます。そういう子どもさん、先ほどの生理になられることもあるんですけれども、やっぱり自分の思いを出せてない子どもさんというのもしらっしゃると思いますので、そういう部分を今後またしっかりと救い上げてあげられるようなルールづくりできたらなと、このことを私、希望しておりますので要望としておきます。

子どもの権利条約は「学校の規律が児童の人間の尊厳に適合する方法で及びこの条約に従って運用されることを確保するための全ての適切な措置をとる」

（28条2項）と定めており、欧米の校則には基本的人権に属する服装や頭髪への規制がほとんどございません。

ところが、文科省の生徒指導に関する基本文書「生徒指導提要」では、校則や学校の規律に関して、子どもの尊厳や人権には一言も触れられていないという現状がございます。学校の校則を、社会規範を守らせるためのものと位置づ

けて、校内規律に関する指導の基本を規範意識の醸成、このようにしております。これでは人権を著しく制限する校則があったとしても、規則だから守りなさいと言っているようなものだと考えます。

「学校のきまりごと」、校則は子どもの人権に関わる性格を持っております。同時に教育活動の一環でもございます。憲法や子どもの権利条約にも踏まえて、子どもの参加、子どもの意見を尊重することの大切さ、これを改めてしっかりと認識をいただいて、子どもたちの成長に寄り添う教育指導を継続していただきたいと思っております。このことについて、最後にまとめてのお考えをお示しいただきたいと思っております。

○議長（伊豆 千夜子） 田邊議員の再質問に対する答弁、教育課長。

○教育課長（菅野 亮） そうですね。そういった取組を行う中で、今まで申し上げた取組を行う中で、中学校では今の時勢や生徒や保護者の要望を反映しまして、令和4年度にはジャージの生地を見直す予定です。吸水速乾性のようなものを考えているということです。

また、SDGsの観点、ジェンダーフリーの考え方から、令和5年度以降に男子用、女子用の制服のほかに男女兼用の新しいデザインの服も検討しているということでございます。このように意見をしっかりと聞きながら、いろいろと取組を進めていくということでございます。

○議長（伊豆 千夜子） 答弁終わりました。

質問ございますか。

田邊議員。

○8番（田邊 ひとみ） 先ほどの答弁で男女兼用の制服の検討をされると。私、これ、かつて以前に一般質問でもさせてもらったことあるんですけども、こういうことが実現していくということであれば本当、歓迎したいと思っております。

続きまして、外国にルーツを持つ子どもたちについてお伺いをしたいと思います。

調査によりますと、公立学校に通う外国籍の児童・生徒は9万3,000人を超

えて、そのうち5万1,100人を超える子どもが日本語が分からず、さらに学校で何の支援も受けていない子どもが1万人を超えているということでございます。

全国的や近隣市町においても、日本に家族で働きに来られているご家庭や日本人との結婚によって日本で生活し、子育てをしている方がたくさんいらっしゃいます。

海外ルーツの子ども支援を行う団体などから、言語の壁問題、こういうものが提起をされております。その子の母語を話せる教員がいない、親が日本語を話せないなど、まずは言語の壁を解消する必要があるということです。言語の壁によって子どもたちの教育やケアが後回しになってはならない、このように言われております。

そこでお伺いをします。明和町における外国にルーツを持つ子どもたちの実情はどのようなものでしょうか。

○議長（伊豆 千夜子） 田邊議員の質問に対する答弁、教育課長。

○教育課長（菅野 亮） 町内の小中学校に通う児童・生徒のうち、外国籍の児童・生徒数は現在4名となっています。4世帯とも保護者は日本語を話すことができますが、子どもについては片言しか話せず、日本語の授業を理解するのが難しい子もおります。

○議長（伊豆 千夜子） 答弁が終わりました。

再質問ございますか。

田邊議員。

○8番（田邊 ひとみ） 今、4名の子どもさんということをお伺いしました。言語の壁ということも現実に起こっているということも伺いました。

では、この言語の壁に対する対応についてどのように考えていらっしゃるのか、答弁願います。

○議長（伊豆 千夜子） 再質問に対する答弁、教育課長。

○教育課長（菅野 亮） 言語の壁によって子どもたちの教育やケアが後回しに

なつてはならないと考へております。先ほど申し上げました日本語の授業を理解するのが難しい児童については、母語を話せる教員もいないことから、通訳を派遣するための予算を今年度の当初予算でお認めいただいております。

しかしながら、当該言語を通訳できる人が見つからず、現在も探している状況です。この児童におきましては、県の日本語教育事業やボランティアの日本語教育支援を受け、4月当初に比べると現在、かなり日本語の習得が進んでおりまして、常に通訳が必要な状況ではないと聞いております。

また、学校現場で先生方にご尽力いただき、翻訳アプリを利用したり、易しい日本語でコミュニケーションを取るなどして、言語の壁により児童が悩むことのないよう対応いただいております。引き続き通訳者を探すとともに、現在の支援体制を継続して、児童に寄り添った支援をしていきたいと考へております。

○議長（伊豆 千夜子） 答弁が終わりました。

再質問ございますか。

田邊議員。

○8番（田邊 ひとみ） 既にいろいろな支援をしていただけていることを聞いて少し安心もしております。こういう外国にルーツを持つ子どもさんを支援していらっしゃるという方の報告を読みますと、日本語ができないことでの孤立やいじめ、将来の進学や進路にも大きく影響が出ていると、このように言われております。

子どもの健全な発達には、子どもの母語の力を育てることが大切なのに、周囲の正確ではないアドバイスによって、家庭で母語を使わないことを推奨された結果、日本語も母語も中途半端になってしまったケース、また親が日本語が話せなくて周囲とコミュニケーションが取れずに孤立することによって子どもに影響が出るケース、また日本語が分からない親を尊敬できず、前向きな感情が抱けなくなり、アイデンティティーが不安定になる場合、こういうことがあると言われております。

私自身も身内に外国籍の人、私の弟の妻が外国籍で、やはりめいっ子、おいっ子、小さいときに大変つらい思いをしております。自分自身もこういうことを経験しておりますので、こういうことを本当に早く解決したいと考えております。

日本で暮らすなら日本語を、こういう考え方もあるんでしょうけれども、それだけではなく、もっとグローバルな視点で教育を捉える必要があるんじゃないでしょうか。

先ほどの答弁にもございましたけれども、その子の母語を話せる教員がいない、親が日本語を話せない、この2点について、何らかの支援を行政としてもっとしっかり行っていただければ、子どもや保護者、そしてその家族にとって大きな支えになるんじゃないかと考えます。これからの共生社会の実現という観点からも、これは絶対に必要なことだと考えておりますが、お考えをお示してください。

○議長（伊豆 千夜子） 田邊議員の再質問に対する答弁、教育課長。

○教育課長（菅野 亮） 日本人を含む全ての児童・生徒が日本の言語や文化に加えて、多様な言語や文化、価値観についても理解して、互いを尊重し学び合えるような環境づくりをすることが共生社会の実現につながると考えます。

そのためにも、母語を話せる教員がいない、保護者も日本語を話せない場合など支援が必要な児童・生徒、保護者に対して、やはり通訳を派遣したり、県の外国人児童生徒巡回相談員の訪問を要請するなど、状況に応じた支援を考えていきたいと思っております。

ただし、さきにも申し上げましたが、言語によって通訳が見つからない状況もあります。また、個人の日本語の理解の度合いや児童・生徒の年齢によって支援の方法も変わってくるかと思っておりますので、やはり状況に応じた必要な支援を実施していきたいと考えます。

○議長（伊豆 千夜子） 答弁終わりました。

再質問ございますか。

田邊議員。

○8番（田邊 ひとみ） 明和町もすごい努力されているということ分かりますけれども、やはり根本的に母語を話せる教師いないとか、そういうことはやはり国の制度自体もいろいろ変えていかないと、仕組み自体を変えていく必要もあるのではないかと私、考えております。

全国的に見てみましても、外国ルーツの子どもさんは言語の壁以外にも社会的偏見があったり、日々のストレスが大変大きいということです。経済的にも厳しいご家庭も多いということも聞いております。そのことが外国ルーツの子どもさんの高校進学、大学進学、困難になっている主な原因の一つになっていると言われております。国の制度ではございますが、高校無償化のほかにも交通費や食費や習い事に係る費用などの経済的支援、これも今後しっかり確立していく必要があるのではないかと考えております。

また、外国ルーツの子ども世帯に対する実態調査、積極的に行っている自治体もございます。今後、こちら明和町でも、海外からの移住者が増えていく未来が十分に考えられます。そのための環境整備を行っていくことが必要と考えますが、明和町のお考えをお示してください。

○議長（伊豆 千夜子） 田邊議員の再質問に対する答弁、教育課長。

○教育課長（菅野 亮） 議員が言われますように、やはり今後、明和町におきましても様々な国籍の外国人の在留者が増加することが考えられます。そうした場合に、増加する外国ルーツの子どもたちの言語の壁の対応が一層求められますし、子どもだけでなくその保護者自体が言語の壁で意思疎通がうまく図れないという場合の支援等も必要であります。また、これも議員が言われますように、言語の壁以外にも子どもたちや保護者に対する生活面、精神面でのケアも必要になってくると考えます。

町としましては、そうした困り事の相談のケースに合わせて生活相談や人権相談等の窓口となって、関係機関とも連携する中で、引き続き支援体制を整えていきたいと考えます。

今後も外国ルーツの子どもはじめ、困っている外国籍の人々に寄り添える相談体制を構築し、その人に応じた支援をしていけるように取り組んでいきたいと考えます。

○議長（伊豆 千夜子） 答弁終わりました。

再質問ございますか。

田邊議員。

○8番（田邊 ひとみ） 今回、一般質問の席ですので、行政側に対して私の要望ということ、要求ということを述べさせてもらっておりますけれども、やはりそういう外国ルーツの方、外国籍の方と一緒にこの明和町で暮らしていくためには、やっぱり私たち住民側も当たり前の、同じ人間同士だという、そういう感覚もしっかりと養っていける、そういうような明和町の生活環境であってほしいと願っております。

日本で暮らすなら日本らしく、こういう考え方もございます。文化や伝統の継承、とても大切なことだと思っております。ですけれども、これからは日本の社会、日本人の在り方、制度等変えていくことも必要な時代になってくる、このように考えております。

女性の貧困問題、子どもの意見を尊重した教育環境、多様な人間が互いに尊重し合って生活していけるまちづくり、子どもも女性も若者も高齢者も外国籍の方も、みんなが尊重され、伸び伸びと暮らしていけるまちづくり、このことへの思いを込めて、今回は女性と子どもを中心とした質問をさせていただきました。

人が大切にされる明和町として、先ほども述べましたが、これは行政だけではなく、明和町で暮らす全ての人と一緒に考えていく、このことが大切でございますと、このことを最後に述べさせていただきます、今回の質問を終わりとさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（伊豆 千夜子） 以上で田邊ひとみ議員の一般質問を終わります。

◎散会の宣告

○議長（伊豆 千夜子） これをもちまして、本日の日程は全て終了しました。

本日はこれにて散会します。

ご協力、誠にありがとうございました。

（午後 2時 45分）
